

平成 19 年度
第 3 次生物多様性国家戦略実施に向けた
民間参画等推進調査
報告書

2008 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

はじめに

1989 年（平成 5 年）、我が国は生物多様性条約を締結し、91 年に同条約に基づき「生物多様性国家戦略」を策定した。その後、社会状況の変化を踏まえて見直しが実施され、2007 年秋には「第 3 次生物多様性国家戦略」が策定された。

2006 年 3 月に、ブラジル・クリチバで開催された、生物多様性条約第 8 回締約国会議においては、条約として初めて民間の参画を促すための決議が採択された。これは、生物多様性の「2010 年目標」（2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標）を達成するためには、民間企業等の参画が不可欠との認識が締約国の総意とされたことを意味している。

我が国は、2010 年目標の目標年となる 2010 年に開催される第 10 回締約国会議（COP10）の誘致を目指しており、COP10 会議開催を契機として、ポスト 2010 年目標の策定等、生物多様性分野における国際的なイニシアティブを発揮することが求められている。

このため、本業務では、企業をはじめとする事業者自主的取組を促すため、イギリスと中心とする海外企業の事例も参考にしつつ、原材料調達等、企業活動に生物多様性の観点を組み込むための行動指針となる「生物多様性企業活動ガイドライン」の策定を目的として予備的な検討及び論点整理等を行った。

また、地方自治体が地域における生物多様性の保全活動の推進に果たす役割は大きいことから、地域における企業や市民等の取り組みの促進など、地域に応じた地方自治体独自の施策を講ずることを促すことが必要である。このため、「地方自治体版生物多様性戦略の作成の手引き」の策定に向けた事例収集等の調査を行った。

調査を進める中で、国内外の動きを受けて、日本企業の間では生物多様性への関心が急速に高まっていることが明らかになった。しかしながら、企業の担当者からは「企業として生物多様性についてどう取り組めばよいのかわからない」といった声が多く聞かれた。このため、日本企業からは「生物多様性企業活動ガイドライン」に対して大きな期待が寄せられている。

調査を行うに当たっては、国内外の企業、NGO、自治体関係者等の皆様に聞き取り等において貴重な情報・アドバイス等ご協力いただいた。この場を借りて関係者に感謝を申しあげる。

本報告書が、日本企業による生物多様性への取り組みの促進と、次年度以降に予定されているガイドライン作りに貢献できれば幸いである。

2008 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム
理事長 炭谷 茂

目次

はじめに.....	i
目次.....	ii
調査概要.....	iv
参考資料.....	vi
略語表.....	vii
第 1 章「生物多様性企業活動ガイドライン」（仮称） 策定のための論点整理.....	1
（1）背景.....	1
1）なぜ企業が生物多様性を保全する必要があるのか？	1
1. 企業にとっての生物多様性の意味.....	1
2. 企業が生物多様性から受けている恩恵.....	2
3. 企業活動の生物多様性への影響.....	4
4. 企業の CSR 戦略に不可欠な生物多様性の視点.....	5
5. 企業はどのように生物多様性に向き合えばいいのか？	7
2）生物多様性と企業をめぐる動向.....	7
1. 国際的な合意：生物多様性条約（CBD）とヨハネスブルグ宣言	7
2. 欧州：イギリスを中心に	9
EU（欧州連合）の動き	9
採掘産業を例に	11
【事例 1】Rio Tinto：NGO とのパートナーシップで生物多様性戦略を策定	15
イギリスの動き	16
【事例 2】Anglian Water：生物多様性を守るとは、水質を守ること	17
【事例 3】Marks & Spencer：原材料調達における配慮	18
3. 日本.....	19
国の動き	19
民間の動き	20
個別企業の取り組み：国内ヒアリング結果から	21
【事例 4】鹿島建設：「生態系保全行動指針」の策定で建設業としていち早く生態系保全に 取り組む	24
【事例 5】積水ハウス：木材調達で生物多様性を配慮すると同時に、顧客へも保全の参 加を提案	25
【事例 6】リコーグループ：森林生態系の保全に、社会貢献と原材料調達で取り組む	27
（2）「生物多様性企業活動ガイドライン」に関するニーズ	28
1）ニーズの有無.....	28
2）ヒアリング内容に見るニーズ	28
1. 必要性.....	29
2. 業種別のガイドライン	30
3. 規制・強制型か、自主性促進型か	30
4. 評価手法の整備	32

5. 取り組み範囲（Scope）の明確化	33
6. 基礎的情報の整備	34
7. 関連する既存の規制の洗い出し	34
8. 事業との結びつきの明示	35
9. 行政機関等を対象とした内容	35
10. その他	36
11. ガイドライン以外に関するニーズ	37
3) ニーズについてのまとめ	38
(3) 「生物多様性企業活動ガイドライン」の必要性とその構成	40
1) 企業による生物多様性の取り組みに関する現状と課題	40
2) 考えられる解決方法	43
3) ガイドラインの名称と性格について	45
4) 「生物多様性企業活動ガイドライン」構成の提言	46
(4) 企業による生物多様性の保全を推進するために	47
第 2 章「地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き」（仮称）策定に向けた予備的調査 -----	50
(1) 生物多様性と地方自治体をめぐる動向	50
1) 国際動向：イギリスを中心に	50
1. 生物多様性と地方自治体をめぐる国際的動向	50
2. イギリスとその地方自治体の生物多様性への取り組み	51
3. イギリスで広がる地方自治体版生物多様性行動計画（LBAP）策定	54
4. LBAP の内容とその成果	55
5. LBAP 策定・実施における成功のポイント	58
2) 国内動向	59
1. 地方公共団体における生物多様性・自然環境の保全に関する取り組み状況	59
2. 計画・方針等の行政内部における取り組みの位置づけ	60
3. 取り組み内容・項目	61
4. 取り組みの目標設定	64
(2) 「地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き」の策定に当たっての論点整理	65
1) 「生物多様性ちば県戦略」（千葉県）	66
1. 取り組みの背景	66
2. 取り組みの内容	66
3. 取り組みの成果・課題	68
2) 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例・基本計画」（滋賀県）	70
1. 取り組みの背景	70
2. 取り組みの内容	70
3. 取り組みの成果・課題	72

調査概要

1. 調査項目および手法

本業務では以下のとおり調査を実施した。

(1) 「生物多様性企業活動ガイドライン」等の策定のための論点整理

第 3 次国家戦略で掲げている目標・方向性、基本的視点などとの関連性に即して、日本への応用性に関する分析を行い、「生物多様性企業活動ガイドライン」等の策定のための論点の整理を行った。

①国内外の生物多様性企業活動ガイドライン等の事例調査

企業活動に生物多様性の保全の観点を組み込むための国内外のガイドライン等の事例及び関連する取組等の事例を収集する。特に、下記を重点項目として企業活動に直接関係するガイドライン、指針等について情報収集及び整理・分析を行った。

- 1) 生物多様性保全に関するガイドライン及びその実施状況等
- 2) 原材料調達における生物多様性保全に関するガイドライン及びその実施状況等
- 3) 農・林・水産業における生物多様性保全に関するガイドライン及びその実施状況等
- 4) 投融資における生物多様性に関するガイドライン及びその実施状況等

②「生物多様性企業活動ガイドライン」に関するニーズ及び課題の把握

企業、業界団体、専門家・NGO をはじめとする関係者に対し、民間活動の現場における「生物多様性企業活動ガイドライン」のニーズと検討すべき課題について把握した。

a) 文献調査

企業活動と生物多様性に関する既存のガイドライン、行動計画、基準・指標などに関する文献・情報の収集・整理を行う。個別企業の取組については、CSR 報告書等から収集した。

b) 整理・分析

ガイドライン等についてマトリックスを作成し、整理・分析を行った。

c) ヒアリングの実施

国内外において個別企業、行政関係者、産業団体、研究機関、NGO などへのヒアリングを実施した。海外については、本分野において先進的と考えられるイギリスで聞き取りを行った。国内については、個別およびグループヒアリングを実施した。

(2) 「地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き」策定に向けた予備的調査

以下の①～③を実施し、国内外の地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き等の事例、国内外の地方自治体版生物多様性保全戦略等の事例について調査を行う。また、環境基本計画等、既存の計画・制度等への生物多様性保全の反映・内部化等に関する情報を収集した。

①国際的動向に関する文献調査

地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き等自治体による生物多様性保全に関連する国際的動向について文献調査を行った。

②海外事例に関するヒアリング調査

①で得られた情報をもとに、(1) のイギリス訪問時に自治体版生物多様性行動計画等の内容等についてヒアリングを行った。

③国内事例に関する調査

国内地方公共団体における生物多様性に関する計画等策定状況及びその概要・取組について、文献調査、ヒアリング調査を行う。あわせて、環境基本計画等、既存の計画・制度等への生物多様性保全の反映・内部化等に関する情報を収集した。

2. 調査期間

2007 年 12 月～2008 年 3 月

イギリス現地調査（出張）：2008 年 2 月 6 日～16 日

3. 調査体制

坂本 有希／財団法人地球・人間環境フォーラム 企画調査部 主任研究員
全体調整、イギリス現地調査、主に第 1 章（1）、（2）、（3）、第 2 章の執筆

満田 夏花／財団法人地球・人間環境フォーラム 企画調査部 主任研究員
全体調整、国内ヒアリング

足立 直樹／財団法人地球・人間環境フォーラム 企画調査部 客員研究員、
（株）レスポンスアビリティ代表取締役
イギリス現地調査、主に第 1 章（3）、（4）の執筆

小林 伸行／（株）レスポンスアビリティ アシスタント・コンサルタント
第 1 章（2）の執筆

石田 聖二／（株）レスポンスアビリティ アシスタント・コンサルタント
第 2 章（1）の執筆

参考資料

第 1 章

(日本語)

- 生物多様性 JAPAN、「ビジネスと生物多様性」、2003 年 9 月
- 日本学術会議、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（農林水産大臣答申）、2000 年 11 月
- GRI 日本フォーラム、「GRI サステナビリティリポーティングガイドライン（和訳暫定版）」、2006 年

(英語)

- Constanza, R. et.al, “ *The Value of the World’s Ecosystem services and Natural Capital*”, Nature387: pp.253-260, 1997
- Earthwatch Institute, “*A Review of Biodiversity Conservation Performance Measures*”, 2006
- World Resources Institute, Millennium Ecosystem Assessment Synthesis Report; *Ecosystems and Human Well-Being : Opportunities and Challenges for Business and Industry*, 2005

第 2 章

(日本語)

- 環境省、平成 17 年度地方公共団体の環境保全対策調査、2005 年 4 月
- 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議、「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第 4 回）報告書」、2007 年 1 月

(英語)

- Debbie Court “*Lowland Derbyshire Local Biodiversity Action Plan, Delivery Plan 2008-2010*” , 2008
- DEFRA, “*Biodiversity: the UK Action Plan*”, 1994
- England Biodiversity Group, “*Natural partners*”, 2003
- UK Biodiversity Steering Group, “*Biodiversity: the UK Steering Group Report, Vols 1*”, 1995
- UK Local Issues Advisory Group, “*Guidance for Local Biodiversity Action Plans Guidance Note 1-An Introduction*”, 1997
- UN Department of Economic and Social Affairs, “*Second Local Agenda 21 Survey*”, 2002
- Lowland Derbyshire Biodiversity Partnership “*Lowland Derbyshire LBAP Annual Report 2006-7*”, 2007

以上

略語表

略語	原言語の正表記	日本語訳
BAP	Biodiversity Action Plan	生物多様性行動計画
CBD	Convention on Biological Diversity	生物多様性条約
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DEFRA	Department for Environment, Food and Rural Affairs	イギリス環境・食糧・地域省
DETR	Department of the Environment, Transport and the Regions	イギリス環境・運輸・地域省
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
GRI	Global Reporting Initiative	グローバル・リポーティング・イニシアティブ
HAP	Habitat Action Plan	生息場所行動計画
IMOSEB	International Mechanism of Scientific Expertise on Biodiversity	生物多様性に関する国際的科学機構
IPCC	International Panel on Climate Change	国連気候変動に関する政府間パネル
IUCN	International Union for Conservation of Nature	国際自然保護連合
JBIB	Japan Business Initiative on Biodiversity	企業と生物多様性イニシアティブ
LA21	Local Agenda 21	ローカル・アジェンダ 21
LBAP	Local Biodiversity Action Plan	地域生物多様性行動計画
MA	Millennium Ecosystem Assessment	ミレニアム生態系評価
NGO	Non-government organization	非政府機関
SAP	Species Action Plan	生物種行動計画
SRI	Socially Responsible Investment	社会的責任投資
UKBAP	United Kingdoms Biodiversity Action Plan	英国生物多様性行動計画
WSSD	World Summit on Sustainable Development	持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット)

第 1 章「生物多様性企業活動ガイドライン」（仮称）

策定のための論点整理

（１）背景

1) なぜ企業が生物多様性を保全する必要があるのか？

1. 企業にとっての生物多様性の意味

企業と生物多様性の間にはきわめて密接な関係がある。残念ながら、日本国内では両者の関係性がこれまで強く認識されてこなかった。その大きな理由は、生物多様性そのものの概念について企業にも市民にも理解されていないことが大きい。そのため、企業は生物多様性が自らに関係のあることだと認識してこなかったし、行政、市民や NGO 等もこの分野では期待をしてこなかったといえる。生物多様性国家戦略においても第 3 次の決定（2007 年）でようやく企業について言及され始めたところだ。

しかし、あらゆる企業活動がなんらかの形で生物多様性が提供するサービスや財に依存し、生物多様性の恩恵を受けている。その一方で、企業は原材料の確保や商品の製造・流通・販売、保有している土地や工場の開発・利用、さらには投資や融資を通じ、生物多様性に大きな影響を与えている。

企業と生物多様性の関係は、リスクとチャンスという言葉で言い換えることも可能だ。企業にとっての生物多様性リスクとチャンスを IUCN（国際自然保護連合）等は下記のように整理している¹。

表 1-1 企業と生物多様性：リスクとチャンス

リスク	チャンス
操業許可の喪失	操業許可の確保
サプライチェーンの分断	サプライチェーンの強化
ブランド・イメージの悪化	ステークホルダーとの関係強化
消費者や環境 NGO による不買運動	倫理観の強い消費者へのアピール
環境破壊に対する罰金や市民からの責任の追及	持続可能な成長の確保
金融市場での低い格付け	社会的責任を重視する投資家へのアピール
従業員の士気や生産性の低下	従業員の生産性の向上

企業は生物多様性の問題を見逃したり、適切な対応をとらないと、上記のようなリスクにさらさ

¹ 生物多様性 JAPAN、「ビジネスと生物多様性」、2003 年 9 月

れることになる。一方で、企業が生物多様性の保全に取り組むことによってビジネスチャンスをつくる、または広げることにつながる。つまり、リスクとビジネスチャンスは表裏一体の関係にあるのだ。

2. 企業が生物多様性から受けている恩恵

国連の呼びかけで 2001 年に発足した生態系に関する世界的な調査「ミレニアム生態系評価 (MA : Millennium Ecosystem Assessment)」では、4 年をかけて 1,300 人を超える研究者たちが、世界レベルの生態系の評価を行った。MA では生態系に由来する人類の利益となる機能 (生態系サービス) を下記のように大きく 4 つに分類しているが、これを見ると経済活動を含むあらゆる人間活動が生態系サービスに支えられていることがわかる。

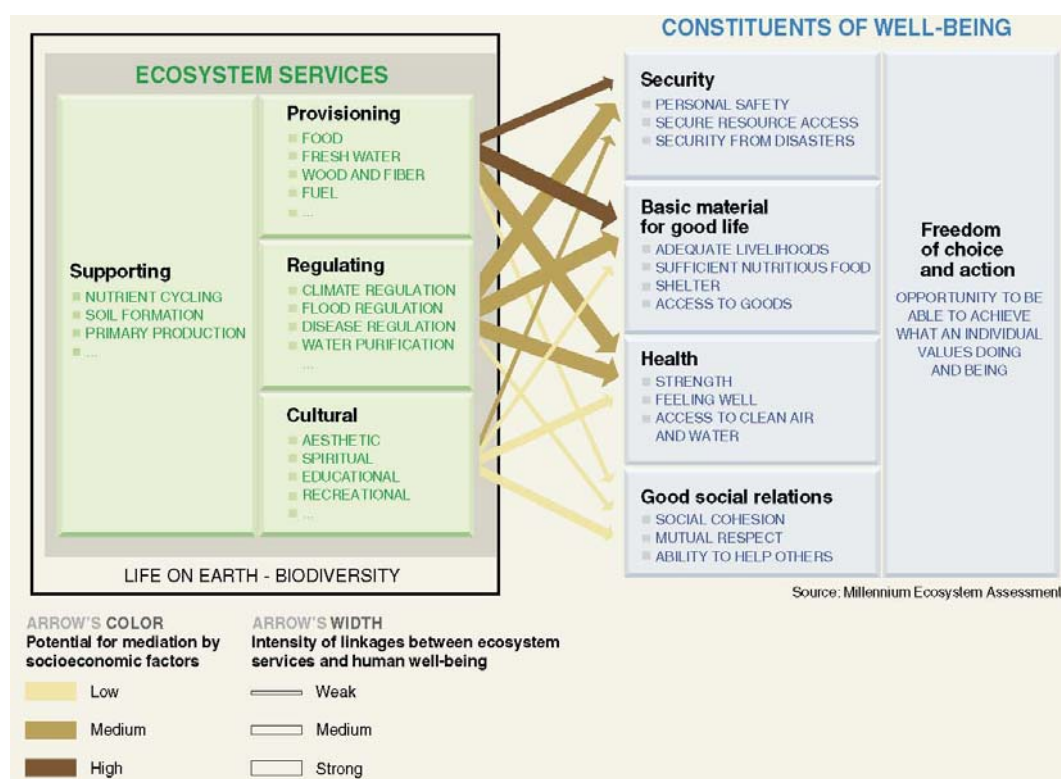


図 1-1 生態系サービスと人間の福利²

生物多様性が企業や人間に提供している価値は、「直接的利用価値」と「間接的利用価値」の二つに分けることもできる。人間が使う食料、燃料、物資などの財は「直接的利用価値」で、「間接的利用価値」は、二酸化炭素の吸収や気候調節などの人間にとって有用な機能やサービスで、「生態系サービス」とも呼ばれる。

例えば食べ物はすべて生物由来である。米も小麦も、魚も野菜も、牛も鶏も、多様な生物があっ

² World Resources Institute, Millennium Ecosystem Assessment Synthesis Report; *Ecosystems and Human Well-Being : Opportunities and Challenges for Business and Industry*, 2005

てこそ生まれた食料である。世界で食べられている植物は 8 万種類に及ぶとも言われている。また、農作物の品種改良は多様な遺伝子の存在なしには実現できないし、私たち日本人のバラエティ豊かな食生活を支えているのも世界中の生物多様性といえる。

食べ物以外にも、生物由来の製品は数多い。綿や麻、羊毛などの繊維、紙や住宅も原料は生物由来である。また、動植物の油脂や皮革、ゴムなどの様々な素材も天然由来である。さらに、私たちの健康を守るために重要な薬を提供してくれるのも自然資源である。生活の基本である衣食住はもともと生態系に依存してきたのである。

これらの直接的利用価値は、私たちが自らの手で栽培・採取することはほとんどない。多くの場合、企業の手を介して採取・加工・流通され、私たちの手元に届けられる。自然の恵みを利用した食品や木材、素材の生産は大きな産業になっている。

間接的利用価値については森を例に見てみよう。森林については二酸化炭素を吸収・固定する機能以外に、「緑のダム」といわれるように水源涵養機能、土砂の崩壊や土壌の流出・侵食を防ぐ災害防止機能、様々な生き物のすみかになる生物多様性保全機能などが知られており³、貨幣評価も行われている。

表 1-2 森林の公益的機能の貨幣評価

機能の種類	評価額	機能の種類	評価額
二酸化炭素吸収	1 兆 2,391 億円/年	洪水緩和	6 兆 4,686 億円/年
化石燃料代替	2,261 億円/年	水資源貯留	8 兆 7,407 億円/年
表面侵食防止	28 兆 2,565 億円/年	水質浄化	14 兆 6,361 億円/年
表層崩壊防止	8 兆 4,421 億円/年	保健・レクリエーション	2 兆 2,546 億円/年

森林以外にも多種多様な生態系が様々な生態系サービスを提供している。これらは私たちの生活、そして企業活動を行うための基盤として不可欠なものである。もしこうした機能を人工的に代替するとすれば世界中で少なくとも年間 33 兆米ドルかかるとする研究結果もある⁴。

このように企業活動を含む人間の活動及び生活は、生物多様性とそれが形作る生態系なしには成り立たないことがわかる。食品加工や製紙など生物由来の原料を利用する産業であれば、生物資源なしには生産活動が行えない。また、直接そのような原料を使用しない場合でも、例えば日常業務において紙をまったく使わない企業はほとんどないだろう。つまり、生物多様性が損なわれ、生態系の機能が低下すれば、私たち個人の生活も企業活動も成立しなくなるのである。

³ 日本学術会議（2000 年 11 月）「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（農林水産大臣答申）

⁴ Constanza, R. et.al (1997) “The Value of the World’s Ecosystem services and Natural Capital”, Nature387: pp.253-260

3. 企業活動の生物多様性への影響

このように企業活動は生物多様性に大きく依存しているわけだが、そのために生物多様性に対して大きな、しかも負の影響を与えている。

MA によれば、評価した 24 のサービスの 60%（15 サービス）が機能劣化しているか、非持続的に利用されている状況で、過去 50 年間に生物多様性は急速に破壊されているという。この急速な破壊の直接的な要因として、「生息域の改変」「気候変動」「外来侵入種」「過度の資源利用」「汚染」の 5 つが挙げられている。

企業は、工場や施設の建設など、直接生態系に影響を与える活動のみならず、製品の製造・流通・販売、またそれらの原材料調達や加工・廃棄といった活動を通じて、あるいはエネルギーの消費や投融资活動を通じて、世界中の生物多様性に多かれ少なかれ影響を与えている。ここでは中でも生物多様性に影響が大きいと考えられる企業活動を例に見てみよう。

①原材料調達

まず大きな影響があるのは、原材料調達である。例えば、日本は多くの紙パルプ原料となるチップをオーストラリア・タスマニアから輸入しているが、現地の原生林の生態系に脅威を与える可能性がある。また、マーガリンや即席麺などの食品から洗剤・石鹼、塗料や化粧品などの日用品まで幅広い製品の原料となるパーム油はインドネシアやマレーシアなどで生産されており、最近のバイオ燃料ブームもあって、そのプランテーション開発においては保護価値の高い天然林を含む森林破壊が懸念されている。

これらは再生産可能な資源である生物なので、収穫しても再生産できる範囲内に収まっていれば影響は最小限に抑えられる。しかし、再生産できないほど過剰に採取・収穫してしまったり、その土地の固有の生態系を置き換えてしまえば、その場所の生物多様性に取り返しのつかない負の影響を与えることになる。

原材料調達においては、外来侵入種の問題も起こる可能性がある。例えば運んできた原材料に植物の種や昆虫の卵が付着していたり、船のバラスト水⁵が他の海域のプランクトンを運んでしまったりする例がある。

②土地開発・利用

工場や事業所の開発は、必ずその土地の自然生態系や生物多様性に影響を与えることになる。特に、石油・天然ガス、鉱物資源などの場合、広い範囲を大規模にかく乱する。大型インフラ等大規模な施設の開発では、影響を完全にゼロにすることは不可能であるが、法律で定められている環境影響評価を実施するなど、できる限り影響の軽減に努めることが求められる。

なお、途上国における大型インフラ事業等の開発事業には、援助・公的金融機関の果たす役割が大きく、最近では民間の金融機関もこのような開発事業に参加する例が増えている。国際的には投融资における環境社会配慮ガイドラインを設けて現場での環境社会影響を軽減するという取り組み

⁵ 荷物を積載していない船を安定させるために積み込む海水のこと。荷物を降ろした時に積み込まれ、到着した港で荷を積み際に捨てられる

みが公的金融機関から民間にも広がっており、金融業は生物多様性と投融資の面で大きなかわりがある。

③施設管理・運営

工場等の操業における環境管理や工場緑地の整備は、これまで主に人間の健康等を守るために行われてきた。しかし、法令等は守っていても、結果的に生物多様性を損なってしまう例も少なくない。例えば、工場建設にあたって敷地内を緑化する際に、もともとその場所にはない樹種を植えてしまえば在来種やその在来種に依存している他の生物に影響を与えかねない。また、大気、水、土壌に廃棄物や汚染物質を排出しないことは当然だが、環境ホルモンのようにごく微量でも生物の成長や生殖に重大な影響を与える物質もあるし、気温や水温のわずかな変化が生物に影響を与えることもある。利用等について規制の対象になっている有害化学物質以外にも、利用・管理方法をあやまれば周辺の生態系のバランスをくずしてしまう可能性もある。

また、エネルギー使用が与える気候変動への影響も大きい。気候変動によって、気温や降水量などの気候要素が大きく変動すれば、特に移動能力をもたない植物をはじめとして多くの生物がもともとの生息地を失うことになる。このように、企業活動は気候変動を通じて、生物多様性に間接的に影響を与えている。

なお、生物多様性にポジティブな影響を与える企業活動の例もある。例えば、都内の屋上緑化など、生物多様性の保全を意識した積極的な施設管理・運営をすることで、自然再生による生物多様性の回復に貢献するなどの効果を挙げている例も見られる。

このように、生物多様性に対して企業は、大きな影響力と責任を持つだけでなく、大きな能力と可能性を秘めているといえる。イギリスの中堅流通業である、Marks & Spencer の CSR 担当部長である Mike Barry 氏は、企業が生物多様性の問題にどうして関わるのかという私たちの質問に対して「英国政府が自国外で起きていることについてできることは限られているが、私たち企業であれば先進事例をインドにも中国にも持っていくことができる。だからこそ民間企業が関わる理由があるのだ」と語ってくれた。グローバル化が進む世界で、国境を超えて企業の果たす役割に大きな期待が集まる理由はここにある。

4. 企業の CSR 戦略に不可欠な生物多様性の視点

次に、企業を取り巻く状況から生物多様性との関わりという点を見てみよう。

CSR（企業の社会的責任）の取組みで世界をリードする欧州においては特に、企業が行うべき環境配慮の範囲と対象は急速に広がっており、生物多様性の保全においても責任を果たさなくてはならないことは当たり前のこととして認識されている。この認識の基盤には、私たち人間の日常生活を支えている生物多様性の保全なしに持続可能な社会の実現はありえないという理解がある。

このような理解は欧州だけのものではなく、1992 年にブラジル・リオデジャネイロで合意された生物多様性条約や 2002 年のヨハネスブルグ宣言に見られるように、持続可能な社会を構築するために、企業は天然資源の基盤、つまり生物多様性や生態系の機能を保全すべきであるという点は

国際的に合意されている。

環境マネジメントのための国際的システムである ISO14001 では、従来、事業所内での化学物質や廃棄物の管理・処理、様々な資源の投入量と廃棄量などのモニタリングが中心だった。が、2004 年の改定では、その対象範囲を組織内に限定せず、天然資源や植物、動物などの地球規模のシステムまでを含むとし、それらと相互に作用する可能性があるものを環境側面と定義している。そして事業活動の間接的な影響も特定することが求められるようになった。

また、持続可能性報告の世界標準である GRI（グローバル・リポーティング・イニシアティブ）ガイドラインではすでに 2002 年版から生物多様性に関する指標が含まれている。最新版である「GRI サステナビリティリポーティングガイドライン第 3 版」（2006 年）には、中核指標が 2 つ、追加指標が 3 つ含まれている。

表 1-3 GRI 第 3 版における生物多様性指標⁶

中核指標
- 保護地域内あるいはそれに隣接した場所及び保護地域外で生物多様性の高い地域に、所有、賃借、管理している土地の所在地および面積（EN11） - 保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明（EN12）
追加指標
- 保護または復元されている生息地（EN13） - 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画（EN14） - 事業活動によって影響を受ける地区内の生息地域に生息する、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト種（絶滅危惧種）および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する（EN15）

さらに 2006 年 6 月に改定された環境省の「環境報告ガイドライン」においても、企業が報告すべき項目として、新たに「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用状況」が追加されている。また、2006 年 11 月に改定された「第 3 次生物多様性国家戦略」においても、民間参画の重要性がうたわれ、企業の役割への期待が示されている。

このように、CSR という観点においても生物多様性の保全とその持続可能な利用は大きなテーマであり、企業が取り組むべきことの 1 項目としてとらえられている。

企業活動を行う上で生物多様性の保全に配慮することは、企業の持続可能性を高めることにはなっても、企業活動と対立することにはならない。さらに、生物多様性への配慮は、同じく生態系サービスや生物多様性からの恩恵を受けている地元社会への配慮にもつながり、地元社会との関係を良好に保つことにもつながる。これはとりわけ、森林等の生態系に依存する人々が多い途上

⁶ GRI 日本フォーラム、「GRI サステナビリティリポーティングガイドライン（和訳暫定版）」、2006 年

国において顕著であり、過去多くのグローバル企業が自然破壊に伴う地元住民の暮らしの破壊により、住民から抗議運動を受けたり、国際社会から批判されたりしてきた。つまり、生物多様性保全とその持続可能な利用への取り組みは、健全な企業活動を支えるために不可欠であり、企業の存続に関わる CSR 戦略に生物多様性の視点は欠かせないものとなっている。

5. 企業はどのように生物多様性に向き合えばいいのか？

このように企業が生物多様性に配慮することを求める動きが急速に大きくなっている。しかも、自社の工場の中だけではなくサプライチェーン全体にまでその範囲は広がる傾向にある。これは、日本のように原材料にあたる一次製品の自給率が低い国の場合（カロリーベースで 40% 弱の食料自給率や 25% 前後の木材自給率）、日本国内だけではなく海外の生物多様性や生態系にも目を配ることが求められている。

まず企業が生物多様性への取り組みを始めるには、生物多様性に対して自らが、サプライチェーンを含めて、どのような影響を与えているのか実態を把握する必要がある。その上で、原材料調達を持続可能なやり方に変えたり、開発影響を最小化したり、社内外の環境教育を進めたりなど具体的な取り組みを進めることになるが、この時に重要なのは全体最適の視点だ。例えば、環境に良いことをしていると思って実践している植林活動が、配慮が足りないために現地の生物多様性を損なったり、地域住民の生活を圧迫したりすることもある。このような事態を招かないためには、NGO や研究者などの専門家との協働がカギとなる。

企業と生物多様性の関わりは、生物の営みが多様であると同時に企業の活動も多岐にわたるため、一つの、またはこれをクリアすれば大丈夫というような解答が用意されているわけでない。これから多くの企業による様々な活動が積み重ねられることによって両者の関係性が明らかになっていき、より良い取り組みの方法も確立されていくことが期待される。

2) 生物多様性と企業をめぐる動向

1. 国際的な合意：生物多様性条約（CBD）とヨハネスブルグ宣言

生物多様性条約（CBD; Convention on Biological Diversity）は、1992 年 6 月にブラジル・リオデジャネイロで開催された環境開発会議（地球サミット）で 150 カ国が調印し、2008 年 1 月現在、190 カ国が加盟する国際条約だ。①生物多様性の保全②生物多様性の持続可能な利用③生物資源の利益の公正な配分 — の 3 点を目的に掲げている。いずれも企業活動にかかわりが深いものだが、特に③については製薬会社等の企業による生物資源の利用が活発になっていることが背景にある。途上国を中心とする熱帯地域に存在する細菌や植物の遺伝資源を利用して、新たな薬を開発する先進国の製薬会社が、その薬の開発によって得る利益を途上国にも適切に配分すべきだという考え方である。

条約は、生物多様性保全のための国家戦略の策定、保全上重要な地域や種の選定とモニタリング、保護地域体系の確立、絶滅のおそれのある種の保護・回復、生物資源の持続可能な利用などを締約国に求めている。2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010 年目標」

は、2002 年にハーグで行われた COP6（第 6 回締約国会議）の際に決議されたもので、「構成要素の生物多様性の保護」「持続可能な利用の振興」「生物多様性に対する脅威への取組」「人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持」「伝統的知識、発明及び慣行の保護」「遺伝子資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保」「資源移転の状況」という 7 つの目標分野で、11 の最終目標が設定されている。また、これらの目標分野ごとに、2010 年目標の進捗状況を評価するための指標案が整理・提示されている。

企業については、条約本文では、第 10 条（生物多様性の構成要素の持続可能な利用）及び 16 条（技術の取得の機会及び移転）に触れられているが、「民間セクターのかかわり」と題する決議 VIII/17 が採択されたのは 2006 年 3 月に開催されたブラジル・クリチバで開催された COP8（第 8 回締約国会議）だった。これは、2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010 年目標」の達成のためには、民間企業等の参加が不可欠であるとの認識が締約国の間で合意されたことを意味する。この決議が出るまでの間も民間セクターの役割の重要性は認識されてきたものの、企業によるこの分野への取り組みがその影響の度合いや可能性に比較して少なすぎることの裏返しと考えられる。

表 1-4 COP8 の決議 VIII/17「民間セクターのかかわり」の要点

- 国家戦略や国家計画の策定における産業界の関与
- 条約プロセスへの企業の参加
- 生物多様性のための企業にとっての理由付けの収集・普及・強化
- 先進事例の収集・開発

また、2008 年 5 月に予定されている COP9 において、主催国であるドイツ政府は「ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブ」を立ち上げることにしている。このイニシアティブは、民間企業により積極的に CBD に関わってもらうことをねらいに、「リーダーシップ宣言」に賛同・署名した企業には CBD への参加などについてメリットが用意されている。

表 1-5 ドイツ政府が立ち上げた「ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブ」(B+B)

署名企業が得られるメリット

- 世界各国の参加者の前での企業プレゼンテーション
- COP9 における討論の場及びサイド・イベントへの参加
- 情報の直接入手（専門家、市民社会、マスコミ等とのコンタクト）
- ケース・スタディの文書化

このイニシアティブにはドイツ企業を中心に 30 数社が参加することを表明しており、日本からはリコー、鹿島建設、アレフ、サラヤなど 9 社も加わる予定だ。

企業と生物多様性のかかわりに関する国際的な合意としてあげられるものとしては、ヨハネスブルグ宣言が挙げられる。この宣言は、持続可能な社会構築には、企業が生物多様性に取り組む必要があることを強調している。

2002 年に南アフリカで開催されたヨハネスブルグ・サミット（WSSD）において採択された「ヨハネスブルグ宣言」では、持続可能な開発の目的及び不可欠な条件として、貧困削減、持続可能でない生産消費形態の変更、経済・社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理をあげている（第 11 項）。さらに、企業はその規模を問わずしてこれに貢献する義務があり（第 27 項）、企業の説明責任が強化される必要がある（第 29 項）とされている。

G8 においても生物多様性は議題にあがるようになってきている。2007 年にドイツ・ポツダムで開催された G8 サミットにおいて初めて生物多様性は公式な議題として取り上げられた。環境大臣会合では、生物多様性に特化したポツダム・イニシアティブが発足している。2008 年日本が議長国となる G8 においても関連会合において生物多様性は議題にあがると見られている。

表 1-6 ポツダム・イニシアティブの概要

- 生物多様性の損失の経済的重要性
- 科学（IMOSEB（国際的科学機構）の支持を含む）
- 広報・教育活動（CEPA; Communication, Education and Public Awareness）
- 生産と消費のパターン
- 野生動物の違法取引について
- 外来生物
- 海域保護区の世界規模ネットワーク
- 生物多様性と気候変化
- 資金調達
- 2010 年目標とそれ以降

これら以外にも生物多様性に関連する国際的な取り決めには、ワシントン条約、ラムサール条約などがあげられる。

2. 欧州：イギリスを中心に

EU（欧州連合）の動き

欧州では、EU（欧州連合）が、2001 年の欧州サミットにおいて 2010 年までに「生物多様性の低下を止める」という政治的目標を掲げ、また 2002 年のヨハネスブルグ・サミットにおいても「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に下げる」ことを約束している。

加盟各国の多くが生物多様性条約を締結した 1992 年、EU は生息地指令（Habitat Directive）を採択している。この指令は 1979 年に採択された鳥類指令（Birds Directive）補完するもので、この指令に基づき Natura 2000 が創設されている。Nature 2000 は EU 内の自然保護区のネットワークであるとともに、EU の自然保護の中心となるものである。具体的には、生息地指令のもとで EU 各国が認定を行う保護区(SACs)と鳥類指令における保護区(SPAs)からなる。

企業と生物多様性に関する法規制には、例えば EU レベルでは、環境責任指令（Environmental Liability）のもとで環境汚染の結果として生物多様性の損失に責任をもつこととされている。また

英国では、Crow 法のもとで水道会社には所有地内における生物多様性保全のためのなんらかの対策をとることが義務づけられている。

2006 年、欧州委員会は、生物多様性に関する政策「HALTING THE LOSS OF BIODIVERSITY BY 2010 – AND BEYOND Sustaining ecosystem services for human well-being」及び行動計画を発表した。この中に、民間セクターを生物多様性に協力させる取り組みを実施することなどが含まれている。

2007 年 11 月、欧州理事会議長国であったポルトガル政府のもとで「ビジネスと生物多様性に関する高級レベル会合」が開催された。企業が生物多様性とうまく関わっていくべきなのにかについて焦点を当てた会議である。そのために、企業と生物多様性に関する 4 つのワークショップを中心に議論が行われ、その成果として「リスボンからのメッセージ(Message from Lisbon)」が発表された。その内容は次の通りである。

- 生物多様性条約（CBD）および民間セクターの参加にかかる CBD Decision VIII/17 の推進の一環として、生物多様性について議論をすることに意義があると認識
- 数多くの民間セクター並びにリーディング企業によって多大な進歩があることを認識するとともに、ヨーロッパ並びに外国においてこの努力をサポートすること
- 知識、情報と関連する専門技術を企業に利用可能にすること、及び企業が生物多様性にコミットすることを支援するために、企業と消費者に生物多様性の重要性をよりいっそう認知させる必要があることを認識
- 零細企業から中規模の企業、特に生物多様性に強いつながりのあるそうした企業、並びに都市部から離れた企業への生物多様性保護の促進、並びにそうした企業への情報提供の必要性を認識
- 生物多様性の考慮を既存の responsibility scheme に融合させるとともに、他のアプローチ（例えば市場メカニズムなど）と合わせて実施することを促進する
- 幾つかの企業において実施されている生物多様性に関する評価の進歩を歓迎する
- 国と地方の間もしくはその中での公的ないしは民間のパートナーシップを構築・強化することを促進する
- 生物多様性に関するマーケットベースのアプローチの開発と検証を勧告する
- 適切なインセンティブを企業に与えるために、全世界で平等な競争の原則作りを促進する必要があることを勧告する
- 生物多様性の損失を 2010 年までに食い止めるという EU の目的の中で、欧州理事会議長としてのポルトガルによる EU の企業と生物多様性のイニシアティブ、及び欧州委員会による当該イニシアティブをサポートする技術ファシリティの設立へのコミットメントを歓迎する
- 生物多様性条約 COP9 に向けた「企業と生物多様性アジェンダ」を進展させるドイツ政府の努力、及び次期欧州理事会議長国たるスロベニアが当該アジェンダを支援することを歓迎する

採掘産業を例に

以上のような政府の動きと NGO 等のプレッシャーもあいまって、欧米企業の間で生物多様性の保全に対する関心は急速に高まり、具体的な活動内容も進化を遂げている。

開発行為において生物多様性に対する影響の大きい石油・鉱物などの採掘産業は、現場での環境社会影響を防止・最小化・緩和するためのガイドラインの策定と運用をいち早く実践している。木材を原材料とする業界では、FSC（森林管理協議会）など森林認証制度の設立にみられるように、調達サイドから持続可能な森林経営を支援し、責任ある原材料調達を実現しようという動きが 1990 年代から始まっている。また、世銀グループなど公的国際金融機関の投融資に際しての環境配慮ガイドラインの適用の動きは民間金融機関にも広がっており、生物多様性の観点も含まれている。なお、このような欧米の先進事例に共通する大きな特徴は、NGO・専門家や地域住民等のステークホルダーとの対話が重視されている点である。

ここでは、最も取り組みが先行している採掘産業における動きを紹介する。

石油や鉱物資源など資源採掘産業は、開発行為における周辺に与える環境社会影響は大きく、地域住民や環境 NGO は 1990 年代からそのような影響の防止・最小化・緩和に企業自らが取り組むよう働きかけている。それに対応する形で、世界の採掘産業のリーダー企業は責任ある採掘産業のあり方を模索する取り組みを進めている。

世界資源研究所がまとめた「Mining and Critical Ecosystems」は、政策決定者や金融機関、鉱業セクターに対して、鉱業の環境社会影響を評価するための具体的なデータを提供することを目的に行われた研究のとりまとめであるが、それによれば、操業中の鉱山の 10%及び探査中のものの 20%が、保護価値の高い生態系とされている地域に位置する。

表 1-7 鉱山オペレーションによる生物多様性への影響例⁷

影響の種類／原因	ロケーション	影響する期間	可逆性
直接的影響（事業の実施に直に起因するもの）			
鉱山の拡張とインフラ整備による生息地の消滅	現地、現地へアクセスするための土地	長期間	通常は復元できない
生息地における水資源の劣化（サイトからの排水など）	現地、周囲	長期間	部分的には可逆性あり
廃棄物の堆積による植物の枯損	オンサイト、オフサイト	操業期間	通常は自然と回復する
操業を原因とする動物の死滅	オンサイト	操業期間	個体数の回復は起こりうる。
妨害の結果による移住（騒音、振動、光害）	オンサイト、オフサイト	操業期間	人口の回復は起こりうる
現地からの有害排水の流出による河川の動物相の死滅	通常はオフサイト	有害物質の組成によるので、様々な期間	時々、可逆的
泥土流入での河川の汚濁による河川の植生の死滅	通常はオフサイト	操業・回復期間	自然に回復しなければ、一般的に回復は困難
間接的影響（直接的影響が他の影響を引き起こすもの）			
植生の死滅（河川の汚濁による）により、河川の動物相の死滅	通常はオフサイト	操業・回復期間	自然に回復しなければ、一般的に回復は困難
被食動植物の減少（生息地の攪乱、劣化による）の結果としての捕食者の減少	通常はオフサイト	操業・回復期間	回復可能
捕食率が減少（敏感な捕食者の移住による）することにより、草食動物が増加し、被食される植生が増加する。	オンサイト、オフサイト	操業・回復期間	回復可能
生息地の分断による大型動物の種の減少	オフサイト	操業・回復期間	時々、可逆的
生息地の分断による交雑の減少によって、小さな個体群の生存可能性が減少する	オフサイト、オンサイト	操業・回復期間	時々、可逆的
二次的影響（事業に直接関係のない活動に起因する影響）			
鉱山従業員、その家族による狩猟の増加	オフサイト	操業期間	時々、可逆的
道路の敷設、求職のための移住のためのアクセスの改善の結果としての、伐採の増加と森林の減少	オフサイト	長期間	通常は、回復しない
累積的な影響（別の事業と関連して起こる影響）			
生息地の分断、消滅の影響の結果として、広範な領域を必要とする（最上位の捕食者）種の消滅。	オフサイト	長期間	回復可能だが、困難である。

⁷ Earthwatch Institute, “A Review of Biodiversity Conservation Performance Measures”, 2006

2002 年 9 月に南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット、WSSD）においては、鉱業活動における環境社会影響に関する国際的な世論の盛り上がりを受け、鉱業における持続可能性に関して参加国間で議論が行われ、最終的に以下のような文言が WSSD 実施計画に盛り込まれた。

表 1-8 ヨハネスブルグ・サミット実施計画（パラグラフ 46（抜粋））

鉱業、鉱物及び金属は多くの国の経済及び社会発展に重要である。鉱物は現代の生活に不可欠である。持続可能な開発に向けた鉱業、鉱物及び金属の貢献を拡充することは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

（a） 持続可能な鉱業と鉱物の開発のための透明性と説明責任を促進するために、鉱業、鉱物、金属のライフサイクルを通じて、労働者の健康と安全を含む環境、経済、保健及び社会的な影響と恩恵に対する取り組みを支援し、幅広いパートナーシップを利用し、関心を有する政府、政府間機関、工業会社及び労働者並びにその他の利害関係者の間の既存の国家及び国際レベルの活動を前進させること。

（b） 各国の規則に従い、国境を越える重要な影響を考慮しつつ、土地の回復プロセスのための閉鎖後を含め、採鉱オペレーションのライフサイクルを通じた鉱物、金属及び鉱業の発展に積極的な役割を果たすよう、地域及び先住民コミュニティ及び女性を含む利害関係者の参加を拡大すること。

（c） 小規模鉱業を含む鉱物の採鉱と加工のための資金、技術、キャパシティー・ビルディング支援を開発途上国及び経済移行諸国に対して提供することで、持続可能な採鉱慣行を醸成し、また、可能かつ適切な場合に、付加価値のある加工法を改善し、科学的情報と技術情報の質を高め、劣化が進んだ土地を再生し、回復させること。

（外務省ホームページより）

1998 年、リオ・ティント、BHP ビリトン、アングロ・アメリカン等の世界の非鉄鉱山・金属業界主要 9 社のトップが一堂に会した。ここで、鉱業・金属業界として社会の期待にこたえ、持続可能性を追求するため、グローバル・マイニング・イニシアティブ（GMI）を立ち上げた。

この結果、1999 年、「鉱業・鉱物資源及び持続可能な開発（MMSD）」と呼ばれる協議・研究プロセスが開始された。2 年間にわたる研究と 23 回にも及ぶワークショップの結果、『Breaking New Ground』と題する最終報告書が提出された。これを受けて GMI は 2002 年 5 月、持続可能な開発に向けた 9 の行動計画を含む「トロント宣言」を採択した。GMI の活動を引き継いで設立されたのが、ICMM（国際金属・鉱業評議会）である。

ICMM には、18 企業 30 団体が参加し、日本からも三菱マテリアル、日鉱金属、住友金属鉱山、日本鉱業協会の 4 社・団体が参加している。ICMM は、2003 年 5 月、持続可能な開発のための枠組みである 10 の基本原則を作成した。

表 1-9 ICMM の 10 の基本原則

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 倫理的な企業統治2. 意思決定過程への持続可能性の組み込み3. 従業員・影響を受ける人々の基本的人権、文化、習慣、価値観4. リスク管理戦略の導入5. 労働安全衛生パフォーマンス6. 環境パフォーマンス7. 生物多様性保全及び土地利用への統合アプローチ8. 責任ある設計、利用、再利用、リサイクル、廃棄9. 操業地のコミュニティの社会、経済、制度発展への貢献10. 効果的、透明性のある関わりとコミュニケーション、独立した証明を伴う報告制度 |
|--|

下記に ICMM 原則の特徴と課題についてまとめた。

ICMM 原則の特徴

- ICMM 原則すべての遵守義務を負う：会員は ICMM の 10 の原則をパッケージとして遵守しなければならない。
- 「持続可能な開発のための枠組み」の一部としている：①ICMM 原則、②レポートの公表、③第三者検証、④グッドプラクティスの共有——といった一連の枠組みの一部を構成するものである。
- レポーティングの義務：ICMM の会員は「GRI2002 サステナビリティリポーティングガイドライン」に付随する鉱業及び金属部門の補足文書の指標に基づき報告書を作成し、公表する義務を負う。
- 第三者による検証が必要である：会員の ICMM 原則の遵守、レポーティングに関して、現在、第三者検証システムを検討中であり、将来的には第三者検証が必要となってくる。

ICMM 原則の課題

- 「事前の十分な情報に基づく自発的合意」(FPIC) が盛り込まれていない。
- レポーティングや第三者検証は、企業を対象にするものであり、鉱山操業ごとのものではない。企業を対象にするレポートでは、個別の鉱山操業の情報が十分開示されておらず、問題が明らかになりにくい。
- 破壊的な開発を律するには曖昧な基準である。
- 出資比率の低い現地法人による鉱山開発について、ICMM 原則の適用がどの程度なされるのかが曖昧である。

会員企業は持続可能性のための 10 の原則をすべて遵守することになっており、遵守しているかど

うかの確認・報告については、GRI（グローバル・リポーティング・イニシアティブ）との提携により作成された指標にもとづいて実施されることになっている。2005 年 1 月、GRI の鉱業・金属分野の補足文書が承認されている。

生物多様性の保全については、5 本の活動プログラムのうちの「環境スチュワードシップ」の中に位置づけられている。IUCN（国際自然保護連合）との協働により、2003 年 8 月、世界遺産地域においては鉱山開発を行わないという「No go pledge」を行っている。一方で、開発禁止地域を世界遺産地域のみに限ることは不足であり、IUCN のカテゴリ I～IV に拡大すべきであるという指摘も多い。

2006 年に ICMM が発行した「Good Practice Guidance for Mining and Biodiversity」は、事業のフローごとに実践方法を手引きしたもので、再生方法やステークホルダー参画など、それぞれのプロセスごとに企業の事例 20 事例ほどを紹介している。この発行物の普及啓発のため、ICMM では各地でワークショップ等を開催している。

【事例 1】Rio Tinto : NGO とのパートナーシップで生物多様性戦略を策定

Rio Tinto は多国籍の鉱業・資源グループであり、イギリスとオーストラリアの両国にそれぞれに本社を置いている。同社は、鉄鉱石、工業原料鉱物、銅、アルミニウム、エネルギー、ダイヤモンド、金を主要事業とし、オーストラリア、アルゼンチン、チリ、ブラジル、アメリカ、インドネシア、パプアニューギニア、南アフリカ、ジンバブエなどにおいて操業している。

1996 年に社内の研究者で戦略レビューを行い今後 20～30 年の間のリスクを検討した結果、生物多様性が重要な問題になることがわかった。もちろん、特定の問題については NGO など外部の団体からの圧力もあったが、一般的な生物多様性についてあったわけではない。このレビューを通じて、Rio Tinto は生物多様性に着目するようになった。

同社は、Flora & Fauna International(FFI)、Birdlife International (BLI)、Earthwatch、Royal Botanic Gardens Kew (RBGK)、コンサベーション・インターナショナル (CI) の 5 つの国際 NGO をグローバルパートナーと位置づけ、下記を盛り込んだ生物多様性戦略の策定とその実施においても、NGO との関係を強調しているのが大きな特徴だ。

- ビジネスサイクル全体を通じて生物多様性リスクを回避・最小化・緩和すること
- 管理する土地への責任あるスチュワードシップ
- 生物多様性保全の機会の特定と追求
- 生物多様性に関連する問題の管理においてはコミュニティをはじめとする関係者の関与

この戦略の中で「Net Positive Impact」という考え方を大きく打ち出している。2007 年までは生物多様性の取組みを測るための指標を含めて、戦略実施のためのさまざまなツールの開発とテストに取り組んでおり、2008 年以降はそれらのツールを実際の現場に適用していく計画である。

また、生物多様性戦略の策定・実施以外にも、個別のサイトにおける生物多様性プロジェクト管理や生物多様性オフセットについても部会を設けている。

イギリスの動き

イギリス政府は、1992 年に署名した生物多様性条約（CBD）にもとづき、1994 年「生物多様性：イギリスの行動計画（Biodiversity: The UK Action Plan）」⁸を公表すると同時に、イギリス生物多様性ステアリング・グループ（UK Biodiversity Steering group）が結成された。同グループは翌年、レポート「生物多様性：イギリス・ステアリング・グループ・レポート＝リオの挑戦に対して（Biodiversity: the UK Steering Group Report- meeting the Rio Challenge）」⁹を発表し、保全対象とすべき生物種および生息場所を決める枠組みと基準を提示した。後に、このリストをもとに 391 の生物種および 45 の生息場所を保護対象とした「英国生物多様性行動計画（United Kingdom Biodiversity Action Plan; UKBAP）」が施行される。なお、行動計画の開始から 10 年程度経過した 2007 年 6 月には、「イギリスで保全を優先すべき生物種と生息場所のリスト（UK List of Priority Species and Habitats）」が公表され、行動計画全体が見直されている¹⁰。

UKBAP においては、今後取り組むべき 59 項目に及ぶステップとともに、①パートナーシップの推進②政策統合③普及啓発④情報における科学性の担保と情報ギャップへの対応⑤明確な目標の設定（優先度の高い種・生息地の設定や計量可能な指標）—— 5 つの方針が示されている。

UKBAP を効果的に実行していくには企業の関与も不可欠だということで、DEFRA（環境・食糧・地域省）は 2001 年に「Business and Biodiversity Resources Center（企業と生物多様性リソースセンター）」を、環境 NGO であるアースウォッチ研究所（Earthwatch Institute）に委託する形で立ち上げた。イギリス企業の間で生物多様性保全への取り組みを推進するため、先進事例を集めた発行物の提供や関心を持つ企業を集めた会合などを開いている¹¹。

同リソースセンターでは WEB サイト（<http://www.businessandbiodiversity.org/>）において、企業と生物多様性のかかわりを下記の 7 点で説明した上で、10 業種（建設、石油・ガス、金融、観光、鉱業、上下水・ガス等、食品・飲料、医薬品、農業、印刷）ごとに生物多様性への影響と取り組み方法を解説している。

- 土地の所有者として：生物多様性行動計画等による生息地・種の管理
- 原材料及び製品の調達者として：サプライチェーンマネジメント
- 金融業者として：環境責任に関する最低基準の設定
- 操業者として：大気・水への排出や廃棄物の削減
- エネルギー使用者として：省エネ
- 雇用主として：社内の環境教育
- 経営者として：種や生息地保護のための基金への資金提供

2008 年 2 月に実施した現地調査においてイギリスに事務所を構える NGO や国際機関等に対して

⁸ DEFRA, “Biodiversity: the UK Action Plan”, 1994

⁹ UK Biodiversity Steering Group, “Biodiversity: the UK Steering Group Report, Vols 1”, 1995

¹⁰ <http://www.ukbap.org.uk/NewPriorityList.aspx> （2008 年 3 月 20 日確認）

¹¹ 2005 年に DEFRA からの 4 年間にわたる財政支援は終了しており、2008 年 2 月現在、今後の運営についてアースウォッチ研究所内で検討中である。

行ったヒアリングから、イギリスにおける企業と生物多様性に関する取り組みに関する傾向は以下のようによまとめられる。また、個別企業の事例は囲みにまとめた。

- 先行した取り組みが見られるのは、石油・ガス及び鉱物資源などの採掘産業のほかに、金融、食品・飲料、農業、流通など
- 取り組みのきっかけは NGO からの働きかけや問題提起
- 現実のリスクとして顕在化してきた気候変動問題とリンクした形で生物多様性は捉えられている
- 企業による生物多様性の取り組みにおける重要な 3 要素は、①生物多様性への負荷を減らす②避けられない負荷を補償するためポジティブなことをする③政府・社会に対して自らの活動・取り組みを測定・評価し、示す
- 生物多様性オフセットという考え方が注目されている（上記②に関連して）
- 中でも NGO 等とのパートナーシップ・協働は不可欠な要素である（上記③に関連して）。NGO には外部の第三者としての意見を求めるということだけではなく、生物多様性に関する専門的な知見を提供してもらうという役割もある

【事例 2】Anglian Water：生物多様性を守るとは、水質を守ること¹²

Anglian Water（以下 AW 社）はイングランドでは大手の水道会社であり、1990 年代はじめに民営化した。生物多様性についての取り組みとしては、取水する河川を利用する生物の保護活動が中心となっている。イギリス政府の生物多様性行動計画（BAP）に対応して、AW 社も 10 年計画を作成している。

イギリスでは 1999 年には、スピーシーズ・チャンピオン¹³のターゲットとして 48 種が、ハビタット・チャンピオンの対象に 16 カ所が選ばれている。AW 社ではミサゴをフラッグシップ種に、イシガイの仲間（compressed-river mussel）とカワウソ、コガタガエル(pool frog)のスピーシーズ・チャンピオンになっている。なお、カワウソについては、水道会社 14 社が全体でスピーシーズ・チャンピオンになっている。

しかし AW 社がこうした活動をしているのは、法律や政府から求められている、期待されているからというわけではない。むしろ顧客からの期待であり、もっと根本的には生物多様性を保全することは自分たちのビジネスの根幹である河川の水質を守ることに直結しているからである。民営化される前から水路や河川周辺の清掃は積極的に行なってきた。現在も水質浄化のために、様々な方法を試しており、過剰な肥料から流出するリンや窒素による汚染を防ぐために、農家とも協働している。さらに地域住民と協力して「river care」と呼ばれる河川周辺でのゴミ拾いや生息地や生物種の調査など、700 人のボランティアが参加する活動も展開している。

そしてこうした活動の結果、川がきれいになれば、それは生物種にとっても住みやすい環境が整

¹² 2008 年 2 月に実施した Anglian Water 社 Biodiversity & Heritage Manager・Andy Brown 氏へのヒアリングによる

¹³ ある特定の種を、1 社（ないし 1 団体）が責任をもって保全するという制度。同様に、生息地を対象に保全する制度は、ハビタット・チャンピオンと呼ばれる。

備できたことになる。例えば、イシガイはきれいな川の水底にすむ淡水産の貝であり、水質の指標にもなる。同社の 20km の水路の中に、150 万固体が生息していると考えられている。イシガイを保全することは実は、きれいな水を供給するというビジネス上の必要性とも結びついているのである。

このように生物多様性の保全に熱心な AW 社の担当者は、例えば生息地の減少を把握できるように包括的な地図情報システムの整備を期待している。それ以外にも、法整備やインセンティブも活動の加速のために必要と言いつつも、そうやってもっと多くのステークホルダーを巻き込んで政府の BAP が発展することを期待している。

【事例 3】Marks & Spencer：原材料調達における配慮¹⁴

M&S は本社をイギリスに置く中規模の流通企業。英国国内に 517 店舗、海外に 30 カ国以上 250 店舗を抱える。売り上げの半分は食品、残り半分は衣料や家庭用品。35,000 点の製品を販売し、うち食品が 5,000 点、30,000 点が非食品。2,000 のサプライヤーと 20,000 の農家（果物や野菜、肉）、さらに綿、木材、魚などの原材料供給を支える何千ものサプライヤーを抱えている。

2007 年 1 月に発表した持続可能性に関する包括的な計画「Plan A」では 5 分野（気候変動、ごみ、持続可能な原材料、フェアパートナー、健康）を柱に消費者に向けて 100 項目の約束を掲げている。100 項目のうち 90 項目が原材料に関連したもので、生物多様性に関連したものといえる。

2002 年／2003 年ごろに、WWF や FoE、グリーンピースなどの NGO から生物多様性について認識しているかと聞かれたことをきっかけに、生物多様性と自社の事業活動の関係性に目を向け始めた。同時期に英国政府が立ち上げた「Business and Biodiversity」というプログラムに参加、様々な業種の企業リーダーと経験や情報を共有したことも認識を向上させる要因になったという。

多品目を扱っているために優先順位をつけて取り組むことが重要だという認識の下、これまでは魚、綿、木材製品、パーム油において認証製品を取り扱うことに取り組んできたが、今後は綿や小麦の栽培に大量に使われる水に注目することになるという。

同社の CSR 部長、マイク・バリー氏は「パーム油はインドネシアで作られ、オランダに運ばれ加工され、イギリスで消費されている。このように経済がグローバル化する中で、パーム油の持続可能性についてどこの国の政府が責任をもつことができるのか？イギリス政府は自国外で起きていることについてできることは限られているが、われわれ企業であれば、インドでも中国でもインドネシアでも先進事例をもっていくことができる」と、民間企業が生物多様性のようなグローバルな問題に関わる理由を強調した。

このような取り組みにかかるコストについて（Plan A の場合 2 億ポンドの投資計画）、適切なコストを顧客＝消費者に理解してもらいながら時間をかけて取り組む必要があるとしている。

¹⁴ 2008 年 2 月に実施した Marks and Spencer 社 Head of Corporate Social Responsibility・Mike Barry 氏及び Sustainable Raw Materials Manager ・Lauren Orme 氏へのヒアリングによる

3. 日本

国の動き

日本は生物多様性条約（CBD）について、採択された翌年の 1993 年に締結、生物多様性国家戦略を 1995 年に策定している。国家戦略は、生物多様性条約にもとづいて各国が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の政策の目標と取り組みの方向を定めるために策定することになっているものである。

最初の国家戦略は、生物多様性という新しいキーワードのもとに関係省庁間の連携により CBD 発効から 2 年という短期間に作業が進められたが、①各省庁の施策が並列的に記述されているだけで、施策レベルの連携が弱い②目標を達成する道筋の明確さや施策提案の具体性に欠ける③社会経済的な視点の現状分析及び生物相や生態系の分析が不足している④策定プロセスで専門家や自然保護団体などの意見が十分に聴かれていない——ことが改善点として挙げられた。

このような点を踏まえて 2002 年に策定された「新・生物多様性国家戦略」は、①日本の生物多様性の現状を「3 つの危機」として整理した②生物多様性の保全と持続可能な利用のための「5 つの理念」や具体的施策を「7 つの主要テーマ」として掲げた——ことが特徴として挙げられる。新・国家戦略は、「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議」で毎年、施策の実施状況の点検が行われることになっており、同時に生物多様性の保全とその持続可能な利用について地方自治体、企業等の民間における取り組みも把握・公表されてきた。その見直しの中で特に改善が促されたのは、生物多様性に関する普及広報と教育の推進と地域における取り組みの強化であった。

新・国家戦略が策定された後には、CBD において 2010 年目標が合意されたものの、ミレニアム生態系評価や Global Biodiversity Outlook 2（GBO2）によって生物多様性が悪化していることが改めて確認され、2010 年目標の達成が難しい状況が示された。さらに、京都議定書が発効し、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 4 次評価報告書が発表される中で、気候変動と生物多様性は相互に影響を与えながら悪化していることが一般の認識としても広まってきた。

このような状況を踏まえて 2007 年 11 月、第 3 次国家戦略は、新・国家戦略で挙げられた 3 つの危機や理念を受け継ぎながらも、取り組みをより前進させるために策定された。その特徴は以下のようにまとめられている。

- よりわかりやすい構成：戦略（第 1 部）と数値目標を取り入れた行動計画（第 2 部）
- 生物多様性の重要性の強調：暮らしとのつながりを解説した「第 2 節：いのちと暮らしを支える生物多様性」
- 地球規模の視点の強化：第 4 の危機として地球温暖化を追加／輸入を通じた日本と世界の生物多様性のつながり等
- 長期的な視点の強化：国土の生態系を 100 年かけて回復する「100 年計画」を提示
- 地方や民間の役割の強調

企業については、原材料調達、保有している土地の管理、投融資における生物多様性への配慮や、また地域ごとの活動を推進する際の地方自治体等とのパートナーとしての役割等への期待が述べられている。基本戦略の一つに掲げられている「生物多様性を社会に浸透させる」ための取り組みの 1 つが「生物多様性企業活動ガイドライン」の作成で、これを通じて民間企業により生物多

様性に関する自主的な取り組みを促進していくというものだ。

民間の動き

企業による生物多様性の取り組みは日本ではどの程度進んでいるのだろうか。

環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」の 2006 年度結果（有効回答数：上場企業 1,138 社、非上場企業 1,638 社）によれば、「自社の企業活動と関連あるが、それほど重要視していない」としたところが上場・非上場企業とも 10.0%、「生物多様性は重要であるが、自社の活動との関連は低い」と答えた上場企業は 72.0%、非上場企業は 74.6%に上る。さらに、取り組みの有無とその位置づけについては、「方針を定め、取組を行っている」としたところは上場企業でわずか 5.3%、非上場は 2.1%にとどまり、ほとんどの企業は生物多様性に関する取り組みを実践していない現状が浮かび上がってくる。

数少ないサンプルではあるが、上場企業（233 社）における取り組みの内容を多い順番にみると、「事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生態系や野生生物に及ぼす影響について調査し、評価している」が 30.0%、「放置された人工林や里地里山など、人間活動の低下により生物多様性が低下した自然環境を管理し、生物多様性の確保に取り組んでいる」が 29.2%、「過度の捕獲・採集など、生物多様性に多大な悪影響を及ぼし生産された原材料を使用しないよう配慮している」が 26.6%となっている。

一方で、環境報告書や CSR レポートを作成している企業の担当者が会員となっているサステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク（NSC）が 2006 年に実施した「報告書発行及び CSR 実践に関するアンケート調査」（回答数：348 社）によれば、「生物多様性または生態系配慮をした活動をしている」と答えた企業は 43.1%（150 社）に上り、前年に比べて 2.3 ポイント増えている。さらに、活動をしている企業 150 社がそれらの活動をどのような位置づけで取り組んでいるのかをみると、「社会貢献活動の一環として取り組んでいる」と答えたところが 56.7%と最も多く、次に「事業課題として捉え、実際に取り組んでいる」としたところが 52.7%と続いている。

以上、二つのアンケート結果は、一見すると相反する結果を示しているようにも見えるが、「環境にやさしい企業行動調査」は東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業及び従業員数 500 人以上の非上場企業・事業所を対象にしているのに対して、NSC による調査は「環境報告書等を発行している」企業にその対象が限られている。一般企業の間では生物多様性についての理解が広がっていないが、ある程度環境への配慮を行っている企業の間では、生物多様性への関心が徐々に高まりつつあるといえるのではないだろうか。

日本経済団体連合会は、1992 年に「自然保護基金運営協議会」を設立し、主にアジア太平洋地域における自然保護プロジェクトを支援している。2002 年には「日本経団連自然保護宣言」を発表、自然界と共栄できる経済社会の実現に向けて個別の企業が積極的に活動するとともに、経済界が一体となって取り組むことで自然保護への大きな貢献ができると、自らが自然保護に取り組む意義と使命を認識している。

また、生物多様性の保全に 2007 年 5 月には 16 社が集まる「企業と生物多様性イニシアティブ

(JBIB; Japan Business Initiative on Biodiversity、事務局：レスポンスアビリティ)」が発足する予定だ。JBIB では、生物多様性の保全に貢献する取り組みを進めることを目的に、①生物多様性の保全と持続可能な利用に関する学習②ステークホルダーとの対話③グッドプラクティスなどの情報発信④成果の可視化等に関する研究開発⑤生物多様性に関する政策提言 ― の 5 項目を柱として活動を展開していくことになっている。

表 1-10 JBIB 参加企業（予定、五十音順）

株式会社秋村組	株式会社竹中工務店
味の素株式会社	帝人株式会社
株式会社 INAX	株式会社電通
花王株式会社	富士ゼロックス株式会社
鹿島建設株式会社	松下電器産業株式会社
サライ株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
積水ハウス株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社大和証券グループ本社	株式会社リコー

個別企業の取り組み：国内ヒアリング結果から

ここでは、本業務において行った合計 15 社に対する個別及びグループヒアリングを下記項目に沿ってまとめ、現時点での日本企業による生物多様性への取り組みの概要として紹介する。

- CSR 戦略の中での生物多様性の位置づけ
- 新・生物多様性国家戦略の認知度・意見
- 取り組みの動機・インセンティブ
- 取り組みの費用・効果
- 取り組みの開始・継続に当たっての課題・障害

ヒアリング先の企業業種は以下のとおりである。

- 建設会社 3 社
- 加工食品メーカー 1 社
- 住宅メーカー 2 社
- 資材 1 社
- 金融 3 社
- 商社 1 社
- 電気・電子メーカー 1 社
- 日用品メーカー 1 社
- 素材メーカー 2 社

なお、上記のヒアリングを受け入れてくださった企業は、現時点で生物多様性に関わる何らかの取り組みをすでに実践している、もしくは今後取り組みを行いたいという意思を持っている（担当者レベルの場合もあるが）ところだが中心となっている。

CSR 戦略の中での生物多様性の位置づけ

イギリスなど海外企業の先進事例をみると、生物多様性への考え方を CSR 戦略など企業戦略の中で位置づけることは、組織としての取り組みを進めるにあたって重要なステップだと考えられるが、日本企業の中で戦略の中に生物多様性を位置づけている例は数少ない状態である。

- 「生態系保全を、社会的使命を実現していくための重要な課題」と位置づけ。
- 明確には位置づけられていないものの、主として農業や家庭菜園づくりなどのさまざまな講座やキャンペーンを行っている。
- 環境全体について、大きく分けて、①自らの環境負荷の軽減、②環境教育・啓発活動／地域貢献活動、③環境をビジネスとして捉えた活動——を行っている。生物多様性について明確には位置づけられていないものの、地元の樹種を使った植林活動などの推進などに取り組んでいる。

新・生物多様性国家戦略の認知度・意見

ヒアリングに対応いただいた担当者レベルでは、国家戦略についてまったく知らないという答えはなかったものの、社内または社外において担当者が生物多様性や自然保護などに関する取り組みを実行しようとする際に、基本的な情報として国家戦略はほとんど知られていないという返答であった。

- 一般の多くの人には認識がないと思う。情報が不足している。
- 活動を始める際に、それを社内や対外的に説明しなければならないときに、情報源がもっとあるとよいと思う。
- 社内でもほとんど知られていない

取り組みの動機・インセンティブ

問題提起が社内からか、または NGO など社外からかという違いはあるものの、生物多様性が自社のビジネスにとってリスクであるという認識を持つことが、取り組みを始めるきっかけになっているケースは、直接的な影響が大きい業種において見られる。一方で、影響が間接的であったり、比較的小さい業種においては環境保全への取り組みを進める中で、すぐに取り組めることの中に生物多様性が含まれていたというケースが多いようだ。

- 社内でリスクアセスメントをした際に、生物多様性が潜在的なリスク要因であるという結果が出た。
- 建設業として環境へのインパクトを考えた上で生態系が 4 つのポイントの一つにあがったが、4 点の中でも最も社員の間で広がりにくかったのが生態系。そこで、全社としてどういうスタンスで生態系に取り組むべきかの枠組みを検討するための勉強会での議論が行動指針策定につながった。
- NGO による問題提起。
- 「生物多様性」という言葉こそ使っていなかったが、企業設立の理念が、多様な生き物を大切にしていこうということを含んでいた。

- 「生物多様性」という言葉こそ使っていなかったが、地元の木材を使っていくことを奨励したり、地元の環境団体に支援することが、結果的には生物多様性の保全につながっていた。

取り組みの費用・効果

取り組みの費用・効果については、これらを企業内で厳密に把握しようという段階までいたっている企業が少ない状況といえる。しかしながら、次項「(3)「生物多様性企業活動ガイドライン」へのニーズ」にあるように、生物多様性そのもの、また生物多様性への取り組みの成果を測るものさしの必要性は強く認識されており、評価手法の整備に伴って費用・効果について把握が進むものと考えられる。また、費用・効果を正確に把握することは、企業内で生物多様性の取り組みを広げていくためにも必要なことである。

- 社会からの効果と社内の啓発。
- ビジネスチャンスにもなる可能性は少ないながらもある。
- 技術開発にかけている人材・費用をいれるとほとんどもうかっていないが、一方でこれぐらいの規模の会社はこれくらいやってもいいという声もある。
- 他の活動と重複することもあり、明確には算出していない。

取り組みの開始・継続に当たっての課題・障害

取り組みにあたっての課題・障害については、生物多様性に関する基本情報・専門家、評価手法などの必要性が繰り返し確認されている。詳しくは次項「第 1 章 (3)「生物多様性企業活動ガイドライン」へのニーズ」を参照されたい。

- 生物多様性保全というものが難しく、よかれと思った植樹がかえって生物多様性を破壊してしまうことを専門家の指摘で知った。こういった知識が欠如していることは課題である。
- 企業にとっての費用対効果が明確でないこと、継続的な支援が得られないこと、専門的な知識が不足していること、予算の問題、活動に対しての評価測定の難しさ。
- 顧客に自身をもって進められるだけの論拠、権威づけ。また、たとえば地元産の木材をすすめるときに、それによってどのような効果があるのかということを説明できるようなものがあるとよい。
- 一般社会及び企業内部でも「生物多様性」という言葉・概念について共通の理解が醸成されていない。
- 企業にとっては取り組みによる効果・成果が明確でない

【事例 4】鹿島建設：「生態系保全行動指針」の策定で建設業としていち早く生態系保全に取り組む¹⁵

鹿島建設は 2005 年 8 月に「鹿島生態系保全行動指針」に策定した。これは、生態系保全及び生物多様性についてどう取り組めばいいのか、そのスタンスを全社員で共有することをねらいに作られたガイドラインだ。

鹿島建設では、建設業として環境へのインパクトを考えた上で、持続可能な社会構築に向けた環境分野の課題として、①地球温暖化の防止②資源の循環・有効利用③生態系保全④有害物質の管理—の 4 つを挙げている。「その中で社員に最も広がりにくかったのが生態系保全だった」と、行動指針を策定したきっかけを振り返るのは同社の環境本部地球環境室の小池勝則室長。自然環境を直接に改変し、また多くの資源を消費するという意味で、建設業は本業の中での生物多様性との関わりが大きい業種であるものの、鹿島建設社内でも他の企業と同様に、解決策が単純でないことや関連する科学的データが不足していることなどから生態系保全への取り組みが進みにくかったという事情があった。

そこで、環境本部や技術研究所等が中心となって建設業と生物多様性の関わりを明らかにしようという勉強会が立ち上がった。その勉強会での検討を受けて、2005 年 3 月に環境委員会の中に生態系保全部会が設置され、設計、開発、工事管理、環境など関連する部署から実務担当者が集まり、さらに議論を重ねた結果、でき上がったのが「鹿島生態系保全行動指針」である。

鹿島生態系保全行動指針（2005 年 8 月制定）

基本理念

鹿島は、人々の暮らしと産業発展を支える良質な社会基盤の整備を目指し、「人間にとって真に快適な環境」の実現を社会的使命として建設事業に取り組んできた。

21 世紀を迎え、自然との共生に基づく持続可能な社会の形成が人類最大の課題となりつつある。日本でも、2002 年に「新・生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性・生態系保全の重要性が広く社会共通の認識となっている。

これらの状況をふまえ、鹿島は生態系保全をその社会的使命を実現していくための重要な課題と位置付け、以下の行動指針に基づき、生態系保全への戦略的な取り組みを通して社会・顧客及び当社の持続的な発展を目指す。

行動指針（抜粋）

1. マネジメントシステム
2. コンプライアンス
3. 教育
4. 建設事業における取り組み
5. 研究開発
6. 社会貢献

¹⁵ 2008 年 2 月に実施した鹿島建設環境本部地球環境室・小池勝則氏、秋葉恵子氏へのヒアリング及び当社発行の環境報告書、CSR 報告書による

開発行為などでは外部からの批判がなにかと多い建設業である鹿島建設が、あえて生態系保全というテーマで自社の姿勢を公にすることについて社内から心配の声が上がらなかったわけではないという。しかし一方で、生態系保全や生物多様性について発注者の関心が高まっていることも実感していたため、最終的には社内の合意が得られたという。

小池室長は、行動指針策定のメリットについて社会からの評価と社内の啓発の二つを挙げている。都市の再開発で生態系をつなぐ緑の回廊づくりが東京都などでは高く評価されている例や、発注者が民間のケースでは計画・設計段階から生態系への配慮を提案できることで実際の受注に結びついている例もあるという。また、社会貢献の一環として行っている生態系保全をテーマにした小学校等への出前環境教育も好評だという。

費用対効果について尋ねると「単純に生態系関連受注額で見れば技術開発にかけている資金や人数を考えるとペイしていないかもしれない」ということだが、「建設業を代表する企業であれば当然持つべき機能でありやって当然である」という言葉に、同社の CSR 実現の決意が表れているともいえる。

現在、同社では行動指針を具体化するために、土木現場の環境管理計画書に生態系保全管理計画の追加、社内ですまざまな情報を共有するための生態系情報管理システムの整備、現場における環境管理の手引きの策定に取り組んでいる。

【事例 5】積水ハウス：木材調達で生物多様性を配慮すると同時に、顧客へも保全の参加を提案¹⁶

積水ハウスでは 2000 年頃に、スウェーデンに本部のある国際 NGO のナチュラステップが提唱する持続可能な社会を実現するための「4 つのシステム条件」に基づき、同社の事業内容の分析を行なった。住宅建設に伴う庭や街路の造園緑化事業という本業を通じて、もともと自然保護や生態系保全についても深い認識を持っていた同社ではあったが、その時から、持続可能性と言うより高次の視点から生態系の保全を意識するようになった。現在でも、これがサステナブル・ビジョンに盛り込まれて同社の生物多様性保全活動の理論的な支柱となっている。

積水ハウスは住宅メーカーであることから、生物多様性との接点としては、まず住宅に使われる木材が挙げられる。1999 年頃には熱帯林関係の NGO からヒアリングを受けたこともあったが、その後、2006 年頃から複数の環境 NGO が原材料調達のことを問題にするようになってきた。そうした中、製紙業界向けの勉強会に唯一建築業者として参加し、そのときにしりあった NGO の FoE Japan に協力を求め、2007 年 4 月に日本の大手建築メーカーとして初めての本格的な木材調達ガイドラインを策定した。

現在この調達ガイドラインは、原則として、同社指定の標準部材に対して適用しているが、主要な木材取り扱いメーカー約 60 社を対象に各設備の部材レベルにわたって実施したアンケート結

¹⁶ 2008 年 2 月に実施した積水ハウス環境推進部環境推進室佐々木正顕課長、木戸一成主任へのヒアリング及び同社発行の持続可能性報告書による

果に基づき、優先順位をつけてサプライヤーの協力をとりながら改善の取組みを進めている。例えば、調査の結果、床材にインドネシアのラワンを使っているものがあったので、独自の木材評価システムに基づくリスク分析に基づき、サプライヤーとの相談によって、これをユーカリに変更する方向で床材の切り替えも実施した。樹木によって比重が異なることから変更により重量が増え、建材の現場搬入など作業工程にも影響は生ずるが、梱包サイズの見直しなどサプライヤーとの緊密な連携によって、発生する問題点を一つ一つクリアしながらガイドラインに基づくレベルアップを進めている。合法材や認証材への切り替えに伴う価格変動については、お客様にとってのメリットが見えにくいので、直ちに価格に転嫁することは困難な状況であり、基本的には内部努力で吸収するつもりだという。国産材も、国内林業の活性化への寄与という政策判断や林野庁や各地の自治体からの要請も受けて使用割合を増やしている。コスト的にはあまり問題がないが、むしろ性能や納期等の問題も多い。

積水ハウス「木材調達ガイドライン」の 10 の指針

- ①違法伐採の可能性が低い地域から産出された木材
- ②貴重な生態系が形成されている地域以外から産出された木材
- ③地域の生態系を大きく破壊する、天然林の大伐採が行われている地域以外から産出された木材
- ④絶滅が危惧されている樹種以外の木材
- ⑤消費地との距離がより近い地域から産出された木材
- ⑥木材に関する紛争や対立がある地域以外から産出された木材
- ⑦森林の回復速度を超えない計画的な伐採が行われている地域から産出された木材
- ⑧国産木材
- ⑨自然生態系の保全や創出につながるような方法により植林された木材
- ⑩木廃材を原料とした木質建材

これとは別にビジネスの活性化にもつながる生物多様性の保全活動として、鳥や蝶が訪れる、地域に昔から自生している自生種・在来種の樹木を中心とした“庭”づくりの提案である「5本の樹」計画を 2001 年から進めており、お客様からも好評をいただいているという。これまでは比較的造園業者まかせであった庭づくりを、プレハブ住宅のモダンなデザインに合わせるためにより深く関与しようという動きと、「里山」をお手本に生態系への配慮の考えかたが合流して実現したものである。徐々に採用が増加し、現在は年間約 80 万本(2007 年度)の選定在来樹種等を植えているが、将来は 100 万本を目指しているという。注文者の意向に左右されずに植栽樹種を自社で決定できる建売住宅の場合には社内ルールにより、100%を選定在来樹種としている。

「5本の樹」計画を進めるためには各地の樹木生産者の協力はもちろん、営業マンも生物多様性や在来種の樹木の手入れについて学ぶ必要があった。今では、生きものにとって生きやすい環境が人間にとっても良い環境であるという考え方が社内で共有されており、本社からの特別のコントロールがなくても、各事業所の設計担当者や営業マンが直接お客様に提案している。生物多様性という専門用語は使わないが、生態系の意味を理解し、「鳥を呼ぶ、蝶を呼ぶ」という日常的な言葉で表現している。

環境推進部の佐々木課長は、「鳥や蝶が来る庭という「5本の樹」は一般の方にもその魅力を気づ

いていただきやすいが、木材調達に関しては生物多様性や生態系がもたらす付加価値を、お客様や住民の方にどうメリットとして感じてもらうかがポイント」と述べ、今は企業が一から説明しなければならないので、「行政や NGO は、生活者向けの啓発を進めて欲しい」と期待する。また、国の木材調達ガイドラインについても、「形式的な合法性確保は最低限の基準として重要ではあるが、持続可能な社会の実現という目的のためには、合法性だけでなく、生物多様性への配慮なども含めたより実質的な、持続可能性を意図したものに高めて欲しい」と積極的な態度である。

【事例 6】リコーグループ：森林生態系の保全に、社会貢献と原材料調達で取り組む

リコーグループは、地球環境の再生能力の範囲内に環境負荷を抑え地球環境を維持することが、事業の継続はもちろん、地球環境の持続可能性のためにも必要と考え、先進国は 2050 年度に環境負荷（統合環境影響）を 2000 年度比で 1/8 にする必要があるという「超長期環境ビジョン」を掲げている。そして地球環境を保全するためには、単に環境負荷を削減して地球環境に与えるダメージを減らすだけでなく、地球環境の再生能力を維持・回復することが重要であるとして、生態系の再生にも力を入れている。

リコーは地球上のさまざまな生態系の中でも、とりわけ生物多様性が豊かな森林生態系に着目し、1999 年度から環境 NGO や地域住民と協働しながら、「森林生態系保全プロジェクト」を国内外で展開している。いずれも森林保全とはいっても単なる植林ではなく、それぞれの地域に固有の生物種や生息域を保全したり、あるいはその地域の住民の生活を守ることを目的としたものであるところに特徴がある。これまでに日本国内で 3 カ所、海外で 9 カ所の合計 12 カ所の生物多様性の豊かな森林生態系の保全活動を行い、うち 4 カ所は 2007 年度までに目標を達成し、プログラムを終了している。

また、同社ではこうした企業主体による活動の他にも、国内外のグループ社員が各地域で主体的に参加する環境ボランティア活動も積極的に推進している。

リコーではこうした社会貢献型の生物多様性保全活動に加え、複写機などの事務機器を製造販売する企業として、用紙調達を通じた生物多様性への配慮も行っている。2003 年 6 月に日本メーカーとしてはもっとも早い時期に生物多様性に配慮した調達基準である「リコー及びリコーファミリーブランド紙製品（PPC 用紙、感熱紙など、並びに、取り扱い説明書・包装材・緩衝材などのリコー及びリコーファミリーブランド製品に付随するもので木材を原料とするもの）に関する規定」を制定し、即日運用を開始している。これは同社が販売するコピー用紙はもちろんのこと、製品の取り扱い説明書や包装材、緩衝材に至るまで、木材を原料とするあらゆるものについて、リコーが定義する「保護価値の高い森林」（オールドグロス林、原生林、もしくは絶滅危惧種の生物が生息する自然林など）を保護するよう求めたものであり、この基準を満たさず、また一定期間内に改善ができない取引先に対しては取引の停止も辞さないという厳しいものである。

このようにリコーグループでは、事業において生物多様性との関係がもっとも深いと考えられる紙製品について調達上の配慮をするのと同時に、社会貢献活動の大きな柱の一つとして森林生態系の保全を行っており、生物多様性の保全に真摯に取り組む代表的な企業と言えるだろう。

(2)「生物多様性企業活動ガイドライン」に関するニーズ

1) ニーズの有無

行政による生物多様性に関する企業活動についてのガイドラインが必要であるという声を、本調査を行う前に企業の担当者から聞くことはほとんどなかった。ニーズは顕在化してはいなかったと言えるだろう。顕在ニーズが確認できなかった一方、以前から「企業として生物多様性にどう取り組んでいいのかわからない」、「自社独自で取り組みを進めても、外部の社会的評価や内部の社内的評価の基準が定まっていないために、評価されにくい」といった声は日本企業から聞かれており、日本企業にとって当該ガイドラインへの潜在ニーズはあると考えられる。そのため、(1)背景にて紹介したヒアリングのうち、日本企業を対象に実施したものの中から、企業が求めている情報の内容を探った。

2) ヒアリング内容に見るニーズ

当該ガイドラインへの企業側のニーズを探るにあたり、使用したヒアリング内容は以下の 12 社である。

- 建設会社 A 社
- 加工食品メーカー B 社
- 住宅メーカー C 社
- 住宅メーカー D 社
- 建設会社 E 社
- 資材 F 社
- 金融（証券）G 社
- 金融（保険）H 社
- 商社 I 社
- 電気・電子メーカー J 社
- 日用品メーカー K 社
- 素材メーカー L 社

以下、この節では実際のヒアリングの記録を抜粋し、囲みで示している。なお、同じ発言を複数箇所で重複して取り上げている部分もある。

1. 必要性

当該ガイドラインの必要性に関わる意見としては、以下のようなものがあった。

- ・規制やガイドライン、表彰制度の整備は企業にとって必ずしも好ましくはないが、国のやるべきことだと思う。
- ・「なぜ自社がその問題に取り組むのか」をはっきり整理しないとイケない。そのあたりの整理。参考になるものがあるとよい。ガイドラインは必要だ。
- ・求められているのは、リスクマネジメントなのか、社会貢献として求められているのか？（中略）今何を求められているかがわからず、語る人によってばらばらである。
- ・本業でやるのには覚悟が必要で、行政からの後押しも必要だ。行政からの後押しは指標やガイドラインなのかもしれないが、必要だ。
- ・（行政への希望として）生物多様性を企業マネジメント中でどのように位置づけるか、また企業が細く長く取組みを続けられるようなシステムづくりをお願いしたい。
- ・企業は生物多様性との関連性はあるが、定量評価がないと個別の企業が目標を持つのが難しい。個別に第三者評価を頼むのも大変。生物多様性とのつながりを示す指標を個別で持つのは難しいので、共通のものを行政が一元的に準備した方が効率がいいのではないかな。
- ・よい取り組みかどうかという第三者的な指標や評価が欲しい。
- ・コストに帰結するのでお客様の理解が必要だ。ボランティア的にやっている部分もある。なんらかの対応が必要ということがガイドラインに盛り込まれれば、お客さんの理解も深まるかもしれない。
- ・（行政への希望として）木材調達ガイドラインを「合法性」だけでなく、生物多様性への配慮も含めたものに厳しくして欲しい。形式的な合法性だけでは意味はない。
- ・ガイドラインの有効性については懐疑的だ。それぞれの会社や事業所にそれぞれ特殊な状況があるので、それぞれ個別にガイドラインをみつけていく必要がある。

これらの意見から、必要性については以下のように考えられる。

- 企業として、経営目標や計画の中に生物多様性を組み込んで取り組んでいくためには、生物多様性に関する定式的な手法や指標および基礎的な情報の整備が必要だとおおむね考えられており、当該ガイドラインへのニーズは高い。
- 新しいガイドラインを策定するほかに、既存のガイドライン類に生物多様性の観点を加える方法もあることが示唆されている。
- 生物多様性との関連性は、企業ごとに差異があるため、全企業を対象としたガイドラインに対しては必要性を疑問視する意見もあった。

2. 業種別のガイドライン

当該ガイドラインについては、業種別にするべきという意見が大勢を占め、その必要はないという意見はなかった。

- ・業種別のモデル形式にするといいいのではないかな。
- ・生物多様性保全は、これまで企業のすることに入っていなかった。だから、直接土地を改変する企業のガイドラインや、原材料調達をする企業のガイドラインなど、ケースに基づいてパターン化するようなことが必要だ。
- ・いかに、企業と生物多様性の関係性を明らかにするかが大事だ。「企業」を主語にすると難しい(産業により全然違う)ので、ざっくりでいいので、産業別でガイドラインをきっちり作るのがよいだろう。(中略)業界別の生物多様性との「関係性マップ」をきっちりつくと、ようやく動き出せる。普段からやっているのに気付かないことを発見できていいのではないかな。
- ・規制を受けて行っている本業で関わる企業は、本業に関わらずに社会貢献としてやる企業に比べ、評価されにくい。セクター別で策定したらどうか。
- ・生物多様性との関わりは業種によって相当違う。どう対応するかも業種で異なる。
- ・企業別にするには、まったく賛成だ。
- ・セクター別アプローチじゃないと、きちんと理解されないだろう。規模によっても違うので、セクター別に加えて、大企業、中小企業も分けた方がいいのではないかな。

これらの意見から、業種別かどうかについては以下のように考えられる。

- 当該ガイドラインは業種別に策定されることが望まれている。
- 業種別による効果として以下のような内容が挙げられた。
 - ・事業活動と生物多様性との関係性を明らかにすることができる
 - ・適正な評価が可能になる
 - ・生物多様性への理解が促進される
- 業種だけでなく、企業規模で分けるという意見もあった。

3. 規制・強制型か、自主性促進型か

当該ガイドラインについて、企業の活動を規制したり生物多様性への取り組みを強制したりするタイプと、よい取り組みを評価して生物多様性への取り組みへのインセンティブを与えるタイプと、どちらがいいのかについても多くの企業から意見があった。

<規制・強制型>

- ・あとからついてくる企業をどうやってお尻をたたかということが難しい。ここまで国としてやらなければならないということがなければついでこない。
- ・企業としてこうあるべき、というベーシックなものは法規制で押さえることは必要。生物多様性の場合、コストアップだけになるのか、ビジネスチャンスになるのか。経済的インセンティブがないと、本質的な動きには結びつかない。お金の流れを変える必要がある。それによって、一気に流れが変わる可能性がある。
- ・パームオイルについては、RSPO が SPO 認証を出している。例えば、木材については FSC があるので、そういう紙を選ぶ流れがある。同様に他の原料でもそういうものがあると消費者も選べる。特にグリーン購入法の影響で、業務用の購買にはこうしたことで選んでもらえたりする。(中略)入札に関与することになれば、企業は一気に動く。資金の流れを作ってもらうことが大切だ。こうした後押しが必要だ。信頼できるものであれば、ある程度義務化された方がいい。
- ・コンプライアンスでやらなきゃいけないことにしたらどうか。CSR についてもそうだが「これはやってね」というものがあると意識が急速に高まる。

<自主性促進型>

- ・自主的に、選択肢があってその中でメリット・デメリットを判断して取り組みを進めていけるほうが企業としてはいい。日本語で言うと「活動の手引き」か。
- ・本業における関わり方や、フィランソロピー的な関わり方など、それをいろいろ例示し、活動を広めていくようなものがよいのではないか。
- ・うちは一生懸命やっているのに、他にはやっていない企業もあり、若干不公平を感じる面はある。ただし、グリーン購入法を民間に押し付けけないのと同じように、強制は難しいのでは。
- ・規制はして欲しくない。
- ・正直言って法規制はたくさんあるので不要だろう。それぞれの業種ごとの自主行動計画があるので、その中にどんどん盛り込んでいけばよい。ガイドラインでも実際にはかなり制約になる。

これらの意見は必ずしも対立しているわけではない。ここから以下のようなことが読み取れる。

- 最低限の配慮すべきことや取り組むべきことを定めた、底上げ的な規制は必要であると考えられている。
- ベースライン以上の部分については、規制があると取り組みがしにくいため、自主性に任せてほしいと考えられている。ただし、その部分については、以下のようなニーズがある
 - ・どのような取り組み方があるのかについては、場面や手法を整理したうえで、参考になる事例を挙げてほしい
 - ・先進的な企業や熱心な企業がきちんと評価され、そうでない企業と差別化されるような

尺度・指標を定め、普及してほしい

- ・グリーン購入法のように、生物多様性に配慮した製品・サービスが優先的に調達対象となるような、経済的インセンティブを設けてほしい

4. 評価手法の整備

当該ガイドラインに関して、生物多様性の状況、もしくは企業による生物多様性の取り組みの成果について、評価可能にするための指標や尺度、手法の整備を求める声が多くみられた。

- ・よい取り組みかどうかという第三者的な指標や評価が欲しい。
- ・取り組みの成果が見えるようにならないとしないため、気候変動における平均気温や CO2 濃度のようなマクロ的な指標があるとわかりやすい。(中略)生態系の状況の変化にしても、報告書を読んでもどのぐらい良くなったのか、一般の人には分かりにくい。評価指標が必要だ。気候変動も指標があるから取り組みが進んでいる。
- ・外部費用の内部化が重要。これにフォーカスを当てて、生物多様性をわからせるのがいいのでは。専門家に「ただじゃないんだよ」をきちんと語ってもらって、メインのメッセージにしてはどうか。
- ・評価が確立していないので、経済合理性とどう両立するのが見えない。債権の格付けのように、生物多様性も格付けが広がるかどうか課題。
- ・気候変動はお金に換算できるようになったが、生物多様性はお金に換算されていない。生態系サービスのように、擬似的にでも換算されないと経営者は動かない。
- ・見えない価値の可視化をどうするのか。見えないものの価値をはかるサービスサイエンスを IBM などがやっているが、同じようなことを生物多様性でも行われるといい。
- ・企業は生物多様性との関連性はあるが、定量評価がないと個別の企業が目標を持つのが難しい。個別に第三者評価を頼むのも大変。生物多様性とのつながりを示す指標を個別で持つのは難しいので、共通のものを行政が一元的に準備した方が効率がいいのではないかな。
- ・地域の中で生物多様性を推進する上で、行政によって対応が違うのは困る。自社では自主行動計画でやっている。(中略)行政から感謝の言葉は受けても評価はされていない。地域の中での取り組みガイドラインがあって、まちのニーズに合致していて評価されるとなれば、モチベーションも上がる。現状では、生物多様性は地域レベルに落ちていない。地域レベルに生物多様性の戦略を落としてもらいたい。
- ・当社の環境影響評価の中で生物多様性を評価する際には、担当者の主観でしかやっていない。「生物多様性に配慮しているか?」「はい/いいえ」という程度のものだ。きちんとした方法が確立していない。これが問題だ。会社としての方向性も出せていない。
- ・事業や商品開発をする際に、事業アセスメントの提出が必須である。そのアセスメントの項目の一つとして、生態系への配慮が明記されている。その項目に回答するためのヒントとして、原材料調達における乱獲等の生物多様性への影響を配慮することなどを挙げているが、基本的には、個々の事例で具体的な内容をそれぞれ考察してもらっている。このように生態系について「悩んでもらう」ことが、生態系への意識を社内で深める上で重要ではないだろうか。(中略)アセスメントは、工場作成の際のみに必要だった。

2002 年頃、事業そのものにもアセスメントが必要となった。さらに、2005 年、商品開発にもアセスメントが必要となった。

これらの意見から、以下のような内容が読み取れる。

- 評価指標が必要だと考える理由を、以下のように整理できると考えられる。
 - ・ 自社の計画に対する取り組みの進捗を測るために評価指標が必要である。
 - ・ 世界や国、地域の生物多様性の状況がどのような状態にあるのかを測るために評価指標が必要である。
 - ・ 世界や国、地域の生物多様性の状況に対して、自社の取り組みがどの程度役立ったのかを測るために評価指標が必要である。
 - ・ 生態系サービスの恩恵を自社がどの程度受けているのかを測るために評価指標が必要である。
 - ・ 社会から自社が評価してもらうための評価指標が必要である。
 - ・ 或る事業活動を行うかどうかを判断するアセスメントに生物多様性を組み込むために、評価指標が必要である。（ただし、これについては必要性を感じていない声もある）
- 特に、自社にとってどの程度のメリット・デメリットや、リスク・機会があるのかを金銭的な価値で評価したいというニーズがある。

5. 取り組み範囲（Scope）の明確化

当該ガイドラインに関して、どこまでを生物多様性の取り組みとするのか、範囲（Scope）を明確化してほしいという声が複数あった。

- ・ 生物多様性の関係性の定義がはっきりしていない。本当に求められていることが何かがよく分からないのが悩ましい。
- ・ 生物多様性の保全とは、どこまでなのか。排水規制を守ることでも生物多様性の保全になる。その辺の範囲がまだわからない。だから、モデルケースがあって、「ああ、この辺をやればいいんだ」というのがはっきりわかるといいと思う。
- ・ グッドプラクティスとして、いろんなものが挙がってくるので、まだ海外でも確立していないと思う。現在は言った者勝ちの状態だ。業界ごとにグッドプラクティスを整理してほしい。

取り組み範囲については、業種などによっても異なることが想定されるため、業種別のガイドラインを整備することで、ある程度明確化するのではないかと考えられる。

6. 基礎的情報の整備

当該ガイドラインに関連すると考えられるものとして、生物多様性の現状についての統計的情報の整備や、参照できる文献の整理などを求める声が複数あった。

- ・企業が参照できる生物多様性の資料や専門家へのアクセス等を整備していただきたい。
- ・色々な品目があると、それぞれのチェックをする専門家が必要になったりする。また、地域的な違いもあるので、それも調べなければいけない。全部を自分たちで研究してやるというのは難しい。まだ整備がされていなくてやりにくい。
- ・モニタリング手法が確立していないことが問題だ。ここは開発するがここは保全する、といった色分けがきちんとできるようにならないと説明ができない。
- ・データの整備などをまずお願いしたい。「ここが特に危機的で、国としてもここを特に守ってほしい」といった要望がわかるといい。優先順位をつけて、カツオ、エビなどの資源量のデータなど。企業が実際に何かやろうとすると「この国のこの部分を調べて」と調べるのが大変だ。生物多様性は IUCN がデータを用意して動いた部分もあると思う。地球温暖化も IPCC に科学者が集まってデータを示したことにより進んだ。そういうのがあるとやりやすい。

こうした基礎的情報については、当該ガイドラインに盛り込むのか、別途整備するのかについての判断が必要となると考えられる。

7. 関連する既存の規制の洗い出し

当該ガイドラインに関して、生物多様性の保全が叫ばれるようになる以前からあった生物多様性に関連する法令やガイドラインなどの既存の規制を洗い出し、当該ガイドラインとの位置関係をはっきりしておく必要性が複数指摘された。

- ・既存の法律の洗い出しは必要だ。その上で、マッピングなど何らかの可視化が必要だ。やらなくてはならないことが見えてくるはず。
- ・いま生物多様性で盛り上がっているけれども、その言葉が入ってくる前にも様々な対応をしていたので、既存のものもきちんと認識してほしい。
- ・「関係性マップ」については、法規制などについての情報も入っているイメージだ。業界によって、やらなければならないこと、やった方がいいこと、社会貢献的にやっていることに加え、業界ごとの法規制の状況なども記入する。そして、金融なら「間接的に影響する」ということを示すもの。それが見えることで、どうしてこの業界には規制が弱いのか、逆にこの業界には強すぎるのか、ということも議論できる。(中略)「同業他社に先がけて、いち早く取り組むことがメリットですよ」と、議論のベースを可視化すると進むので、そのために関係性マップは必要だ。

こうした既存の規制については、業種ごとに大きく異なると考えられるため、業種別に洗い出し

て、業種別のガイドラインの中に整理する必要があると考えられる。

8. 事業との結びつきの明示

当該ガイドラインに関して、生物多様性がいかに事業活動と結びついているかを明確に示す必要性が複数指摘された。

- ・「なぜ自社がその問題に取り組むのか」をはっきり整理しないといけない。そのあたりの整理。参考になるものがあるとよい。ガイドラインは必要だ。
- ・経営者に理解してもらうのが難しい。「持続可能な開発」も、経営者が理解するまでに 10 年かかった。生物多様性を理解するのにもそのくらいかかる。本業と直接・間接にどう関わっているかということをきちんと示せば動き出せる。
- ・「生物多様性への取り組みが自社にどう役立つのか」を明確にしないと経営者にも理解してもらえない。産業界の業界団体で取り決めたことは、経営者にも行くので、業界団体でも対応していきたい。
- ・企業にとってはリスクとチャンスとを秤にかけて判断する。下手をすると、NGO から法外なことを言われたりするので手を出さない。企業はチャンスと見れば手を出す。その辺がわかるなら経営者は動く。今は、事例もないし、経営者は動かない。
- ・いかに、企業と生物多様性の関係性を明らかにするかが大事だ。「企業」を主語にすると難しい(産業により全然違う)ので、ざっくりでいいので、産業別でガイドラインをきっちり作るのがよいだろう。(中略)業界別の生物多様性との「関係性マップ」をきっちりつくと、ようやく動き出せる。普段からやっているのに気付かないことを発見できていいのではないかな。
- ・うちも関係性がわからなかったもので、取り組みがなかった(中略)。関係性がわかれば、アクセルを踏める。

こうした意見から、企業の担当者としては、自社が生物多様性に対して経営資源を割くためには経営層や関連部署などの理解を得る必要があり、そのためには自社の事業活動がどのように生物多様性と関係性があるのかを説明する必要性に迫られていることが読み取れる。こうした関連性については、業種ごとに異なることが指摘されているため、業種別のガイドラインの中に明記していく必要があると考えられる。

9. 行政機関等を対象とした内容

当該ガイドラインに関して、行政機関等による調達を対象とした内容を記載することも示唆された。

- ・(行政への希望として) 木材調達ガイドラインを「合法性」だけでなく、生物多様性への配慮も含めたものに厳しくして欲しい。形式的な合法性だけでは意味はない。
- ・パームオイルについては、RSPO が SPO 認証を出している。例えば、木材については FSC があるので、

そういう紙を選ぶ流れがある。同様に他の原料でもそういうものがあると消費者も選べる。特にグリーン購入法の影響で、業務用の購買にはこうしたことで選んでもらえたりする。(中略)入札に関与することになれば、企業は一気に動く。資金の流れを作ってもらうことが大切だ。こうした後押しが必要だ。信頼できるものであれば、ある程度義務化された方がいい。

・道路の建設にはもうすこしミティゲーションなどの対応をしたほうがいい。道路を計画するのは行政で、アセスなどをしてあるレベルまではするのだが、コストの問題が大きくて十分な対応ができていないのが現状。少しのコストで生物多様性への影響を大きく緩和できる。地方自治体が関与する県道・市道では、コストではじかれてしまう。もう少し、サポートがあつてよい。生物多様性を守るにあたっては、どうしてもコストがかかる。そこを行政がもっとやっていいのではないかな。道路税を環境税に。まず反対する人はいないのではないかな。

・関係が大きいのは開発行為なので、計画者＝行政を入れないと関係性マップも不完全になってしまうだろう。本来的に考えるべきは、一番の上流部分だ。上流(行政)が抜けてしまうと、下流(建築企業)でできることには限界がある。

木材調達ガイドラインやグリーン調達など、行政機関等による調達を規制するものを例示しながら、生物多様性に関する行政機関の取り組みの必要性が示唆されている。また、特に建設事業に関しては、発注者である行政の取り組みの重要性が強調されている。当該ガイドラインは、企業を対象としたものを想定しているが、行政機関を対象とした内容を盛り込むか、もしくは別途行政機関向けのガイドラインを策定することを検討することも考えられる。

10. その他

当該ガイドラインに関して、その他に以下のような要望や提言があった。

・計画や計画の公表の枠組みの前に抜け落ちていることがあると思う。ミレニアム生態系評価の 4 つのシナリオを見せたのは高く評価するが、方向性が見えない。第 3 次国家戦略をたてた国のビジョンや青写真が見えない。企業をどんな立ち位置で考えているのかがわからない。企業は国や国際社会の戦略に沿って行動していくものだ。自分たちの戦略が何にそって、国際的なビジョンにそって、ということのほうが話として通りやすい。(中略)自社で現場レベルに生物多様性を落とし込む上でも、地域ごとの生物多様性戦略があると、連携などできる。

・企業と生物多様性と言うとき、金融系がスッポリ抜けている。海外の事例を見ても、Mining ばかり。金融がいかにかにサポートするのかということが書いていない。(中略)世銀は排出権取引や CDM のように生物多様性でも市場メカニズムを考えている。生物多様性でのファンドは、間接的であるが巨大な影響があるだろう。COP10 に向けて、新たに日本がやるとなったらそこ(金融)の部分が新機軸としてウリになるのではないかな。

・生物多様性にとって、一次産業が非常に重要だ。日本の食料自給率は 39%だが、生物多様性の視点を入れて、「コウノトリ米」のように一次産業にもっと付加価値をつけていかなければまずい。現在の農水省のやり方ではマズイ。うちも、食べる人とその先の生産する人をつなげるように取り組んでいくつもりだ。ガイドラインにも「生物多様性を守るための第一次産業」という視点で農業の重要性を入れてほしい。

11. ガイドライン以外に関するニーズ

ヒアリング内容からは、当該ガイドラインに対するニーズ以外に、以下のようなニーズも明らかになった。参考として付記する。

- 日本人への生物多様性への理解促進・啓発の必要性
- 行政に対する利害関係者との橋渡し役や調整役の期待
- 優れた取り組みの表彰制度を整備する必要性
- 生物多様性に関する窓口を一本化する必要性

日本人への生物多様性への理解促進・啓発の必要性

・（行政への希望として）消費者向けの啓発（国だけでなく、NGO も）。今は企業が一から説明しなければならないので大変。

・日本ではほとんどの方が生物多様性を理解していない。生物多様性のリテラシーをいかに啓発するか。

・生物多様性といっても、わかっていない人が多い。生物多様性という言葉が理解されていない。

・当社の場合、備品の購入先は、お客様でもあることが多く、なかなか環境面の要求を先頭切ってしていくのはやりにくい。調達基準の押し付けはできない。世の中全体に生物多様性の考えが行き渡らないと、進めるのが難しい。

・生物多様性に関する社内の正しい理解が必要。社内で「生物多様性を守るのは、希少動物の保護」と思っている人もいた。動物の危機についてはよく語られるが、植物や菌類などについては意識されていない。視点が違えば取り組みが違ってくる。

・生物多様性の言葉が一般化していないので、なぜやるのか理解されない。

・生物多様性への理解が進まないと何も進まない。当社は、木を切ることが悪いことだ、とか未だに言われている。むしろきちんと利用しないことが問題になっているのだ。木の芽を食べる鹿もきちんと採らなければいけない。盛り込んでいただきたいのは、人間は他の生命を犠牲にして生きている、ということをきちんと理解してもらわないと我々の取り組みも理解されない。木を切るとは悪いことだと思われてしまう。

・生物多様性をきちんと理解している人が少ないので、企業も取り組んでも理解してもらえないのでは取り組まない。行政はまず認知を上げなければいけない。千葉県は公立学校の教育で義務化している。

・企業の取り組みとして、生物多様性という考え方を伝えていくこともできると思う。消費者とつながる企業として「自然とつながっているのですよ」ということも商品の説明として流して伝えていきたいと思う。

行政に対する利害関係者との橋渡し役や調整役の期待

- ・里山保全など、NGO や地域との橋渡しを行政がやってくれば、企業としては取り組みやすい。
- ・サプライチェーンも個別企業でやるのは大変。利害関係や障壁がある。利害関係者の調整において行政の役割は大きい。

優れた取り組みの表彰制度を整備する必要性

- ・行政で一生懸命やっている企業をほめてくれるような制度があれば、企業にとっても励みになる。
- ・取り組んだことに関する評価制度があるといい。やりがいがある。

生物多様性に関する窓口を一本化する必要性

- ・行政にお願いしたいのは、法整備と窓口の一本化だ。里山整備や田んぼの生き物調査については、農水省に行ったり、関連部局に行ったり煩雑だ。「生物多様性窓口一本化」的なものがあるといい。日本にはそこらじゅうにもったいない場所がたくさんあるので、農政と連携してほしい。
- ・一般に、企業は複数の業界団体に入っていて、それらにはそれぞれ所管官庁がある。そうすると、どこに駆け込んだらいいのかわからなくなるので、それがはっきりするといい。

3) ニーズについてのまとめ

当該ガイドラインへの高いニーズ

ヒアリング結果の中から企業による当該ガイドラインへのニーズを探ったところ、ニーズは高いことがわかった。

業種別にガイドラインを策定する必要性

真に実効性のあるガイドラインとするためには、あらゆる企業に適用可能な一般的ガイドラインではなく、業種別に策定する必要があることがわかった。また、業種別にすることで、取り組み範囲（Scope）の明確化や、関連する既存の規制の洗い出し、事業との結びつきの明示などの点でも、企業にとってより実務的・実践的な内容となることが想定された。

最低限の底上げを強制しつつ、自主的な取り組みを促すガイドラインに

最低限必要な配慮や取り組みについては底上げ的な規制・強制は必要であると考えられるが、それ以上の部分については、規制ではなく企業の自主性や創造性を発揮し、促進してもらうことが有効であると考えられる。

そのため、以下の 2 部構成とすることを検討する必要があると考えられる。

- 指針・ガイドライン（最低限の規制・強制）
- 手引き・ガイドブック（手法の説明、事例の紹介、評価指標の整備）

当該ガイドラインの用い方を併せて検討する必要性

ガイドラインを策定するだけにとどまらず、ガイドラインの用い方を併せて検討する必要性が示唆されている。用い方の例として、以下が挙げられる。

- 当該ガイドラインを用いた、企業の優れた取り組みの表彰制度の検討
- 当該ガイドラインを用いた、生物多様性に配慮した企業からの調達や、生物多様性に配慮した製品・サービスの購買を促す経済的インセンティブを導入する手法の検討
- 当該ガイドラインを用いた、行政機関等による生物多様性に配慮した調達・購買の推進の検討

生物多様性に関する情報・資料の整備の必要性

企業側の情報の不足と、社会の生物多様性に関する認知の低さがボトルネックになっていることがわかった。「1—1 背景」でも触れたように、早い時期から先進的な取り組みを重ねてきたイギリス等や採掘業者では、様々な文献・ツールが充実しており、企業側がスムーズに取り組みを進められる環境が整えられていることに比べると、情報・資料の不足感は否めない。また、こうした情報・資料の整備は、企業だけでなく社会の認知を上げるためにも効果的だと考えられる。

（３）「生物多様性企業活動ガイドライン」の必要性とその構成

１）企業による生物多様性の取り組みに関する現状と課題

これまで、日本企業による生物多様性の保全の取り組みはきわめて限定的であったと言っているだろう。その最大の理由は、生物多様性という概念が、日本においては専門家以外には十分に浸透していると言えない状況にあるからと考えられる。実際、企業人に対するアンケートによれば、生物多様性という言葉を知っている人は非常に限られている。

これは直接的には、生物多様性が日本においては研究者や保護団体など一部の専門家だけの関心事であったからと言えるが、別の言い方をすれば、これらの専門家が、生物多様性の保全と一緒に進めるパートナーとして企業を想定してこなかったからと言えるだろう。研究者や保護団体の中には未だに、企業活動は生物多様性を破壊する原因であり、企業は「敵」で、一緒に活動することなど考えられないという態度を示す人すら存在する。たしかに企業活動は生物多様性に対して非常に大きな影響、特に負の影響を与えているが、逆に言えばそれが故に、企業活動をうまくコントロールし、企業が生物多様性の保全に積極的な役割を果たさなければ、現在の生物多様性に関する状況を大きく変えることも難しいのである。したがって、そうした認識のもとに、専門家は企業に対して積極的に知見を開示し、企業と協働して生物多様性の保全を進めることが求められる。

このような認識については行政に関しても同様のことが言えるかもしれない。我が国は 1992 年に生物多様性条約の署名が開始されるとすぐにこれに加わり、1995 年には最初の生物多様性国家戦略を作り、また 2002 年にはそれを大きく改訂した。しかしそのいずれにおいても、企業、すなわち民間の参画についてはその必要性について小さく触れられているだけで、具体的な期待等は書き込まれていない。また、絶滅危惧種の保護や外来生物の駆除などについては積極的な施策をいくつも行っているが、企業が生物多様性を保全することを推進するような具体的な政策はこれまでのところほとんど行われていない。これは行政府においても、専門家などの場合と同様に、生物多様性の保全のためには企業との協働が必須であり、それを積極的に推進する必要があるという考え方があまりなかったからであると言わざるを得ない。

一方、諸外国においては、国の生物多様性保全戦略に対応して、あるいはそれをブレークダウンした地方の生物多様性保全戦略に対応する形で、企業が生物多様性の保全に積極的に取り組んでいる場合も多くある。またこれとは別に、生物多様性に対して適切な配慮をすることが企業としての責任であるとの認識から、自発的に、あるいはそうすべきであるとする消費者や NGO などからの要求に応じる形で、企業が生物多様性の保全や、持続可能な形での生物資源の利用、生物多様性に配慮した原材料調達を行っている場合も多く見られる。NGO が企業に呼びかけて共同でイニシアティブを立ち上げ、生物多様性に配慮するための仕組み作りなども進められている。

こうした中、2006 年にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約第 8 回締約国会議 (COP8) において、民間の参画をより推進することが各国政府に求められる決議がなされた。こ

れに対応する形で、我が国においても 2007 年に見直しとなった生物多様性国家戦略の第 3 版において、民間の参画を強く求め、またそれを推進するための施策としてガイドラインの整備などが具体的に盛り込まれた。

また企業に対して生物多様性の保全を求める圧力の高まりに従い、社会的責任投資（SRI）のための評価アンケート等において、特に海外の団体等から生物多様性の保全活動の有無が日本企業に直接問われることが増えてきた。それ以外にも、環境報告のためのガイドラインとして世界的に広く活用されている GRI ガイドラインなどにおいても生物多様性の保全についての指標が含まれており、日本企業や、日本企業を評価する NGO などの団体や有識者などの間でも、企業に対して生物多様性保全の推進状況を問う声が高まってきた。こうした動きを受けて、同じく 2007 年 6 月に改訂された環境省の「環境報告ガイドライン（2007 年版）」において、「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況」が、環境報告において報告することが望まれる項目の一つとして具体的に示された。環境省のガイドラインを参照する日本企業は非常に多いことから、今後、急速に生物多様性の保全に取り組む企業が増加することが期待される。

以上が国際的、国内的な状況である。日本企業による生物多様性の保全の取り組みは国際的に比較した場合には決して進んでいるとは言いが、近年急速に進展しつつある状況にあると言える。

一方、日本企業は社会貢献活動として自然保護や植樹活動などは比較的熱心に行って来た。しかし、例えば植樹活動においては、単に緑や樹木を増やすことのみに熱心なあまり、外来種を植樹したり、自生種であっても単一樹種のために生態系としては多様性に乏しく、他の生物に多様な住み処を提供することにはなっていなかったり、あるいはクローン種を一斉に植樹するなどで種内の多様性はかえって低下していたりするなど、生物多様性の保全という観点からは問題のある活動も多い。あるいはそれほどネガティブな影響はなかったとしても、生物多様性に対して適切な配慮がなされていれば、さらに良い貢献が行える可能性があるのに、それが行えておらずもったいないという場合も散見される。

生物多様性の保全に熱心な国々においては、単なる自然保護や植樹活動ではなく、生物多様性を保全するために、企業活動による負荷（影響）が大きいプロセスや、いい意味での企業の影響力がもっとも発揮できるプロセスが注目されており、その結果、特に開発時における影響や、原材料調達を中心としたサプライチェーン全体における影響を管理目標とする傾向があり、本業とは関係が少ない社会貢献的な活動についてはあまり議論の対象となっていないように見受けられ、日本の状況とは対照的である。

以上をまとめると、日本においてこれまで企業による生物多様性の保全活動が十分には行われていなかった理由としては、一つは生物多様性そのものに関する問題、さらにはそれについての専門家や行政の問題と、企業自身にまつわる問題があるように考えられる。これをさらに詳しく見てみると、以下のように原因を分析することができる。

生物多様性そのものに関する問題

- 生物多様性という概念そのものにまつわる説明や理解が困難である。
- 生物多様性に関する知識が企業人にまで普及しておらず、生物多様性が正確に理解されていない。
- 生物多様性の保全を企業が積極的に進めるべきであるという理解が欠如している、ないしは希薄である。
- 企業に対して生物多様性の保全の重要性を説き、企業がどのように行動すべきかを説明できる専門家（研究者、NGO）や行政担当者が不足している。

企業側の問題

- 生物多様性の保全が企業の責任であるという認識が欠如している。
- 企業活動と生物多様性には、産業により若干の大小はあるものの、一般にどのような産業であれ関係がある。しかしこのことを、経営層も現場の担当者も理解していない場合が多い。
- 企業活動と生物多様性に密接な関係があるということは、生物多様性は事業にとってのリスクであるということであり、逆に生物多様性をきちんと保全すれば、ビジネス上のチャンスでもある。そのことも十分に理解されているとは言い難い。
- 生物多様性は一部特定の産業のみに関わる問題であり、自社の活動は生物多様性とは無関係であると誤解している企業も多い。
- 生物多様性の保全を進める必要性は感じるが、知識や専門性の不足により、どのように生物多様性を保全したら良いかがわからない。
- 生物多様性の保全には多大な費用を要すると想像し、その費用を負担することが出来ないと思っている。あるいは、費用が効果に見合わないと考えている。
- 業界全体としての生物多様性の保全活動がまだ始まっていないため、他社あるいは業界全体が動きだすまで様子見をしている。
- 本社の環境部、CSR 部などでは生物多様性の保全を行う必要性を感じ、推進を呼びかけているが、現場では具体的にそれをどう実行するかがわからずに、あるいは必要なリソースが提供されずに、進めることができない。
- 他社、特に同業他社がどのような活動をしているかがわからないために、どのように推進したらいいのかがわからない、判断できない。
- 生物多様性の保全を行うためには追加的な費用を要したり、事業プロセスが煩雑化するなどして、事業の競争力を失わせると誤解している。
- 生物多様性の保全を推進したときに、それをビジネスメリットにつなげるための仕組みが作れない。
- 生物多様性の保全の推進は自社内だけで行うことは困難だと感じる、あるいは理解しているが、協働で行うためのパートナーが見つけれられない。

2) 考えられる解決方法

以上のような現状と問題を解決するための方法としては、以下のようなことが考えられる。

- ① 必要とされる正確な情報を提供する
- ② 生物多様性の保全の支援をできるような人材や団体を育成する
- ③ 生物多様性の保全を開始するのに必要なリソース、特に資金を提供する
- ④ 生物多様性の保全を推進するような制度（規制等）を設ける
- ⑤ 生物多様性の保全を誘発、推進するようなインセンティブを設ける

これらを具体化する政策としては、以下のようなことが考えられる。

- ① 必要な情報の整理・蓄積、各種情報の提供
- ② 専門家や NGO などの育成またはその支援
- ③ 生物多様性の保全を開始するための資金提供（融資）制度
- ④ 生物多様性の保全の義務化、ないしは努力目標の設定、あるいは報告制度
- ⑤ 生物多様性の保全の優秀事例に対する経済的なインセンティブ（免税等）もしくは表彰制度

このうちガイドラインの整備は、「①必要な情報の整理・蓄積、各種情報の提供」に含まれるものである。

ガイドラインに求められる内容

このように、ガイドラインは今後企業が生物多様性の保全を推進するために非常に重要な資料と指針となると考えられるが、それではどのような内容が求められるのであろうか。生物多様性の保全に関わる現状や企業の声・ニーズ（第 1 章（2）参照）を考慮すれば、ガイドラインには以下のような内容が含まれていることが必要であると考えられる。

- ① 生物多様性に対する基礎的で正確な情報が記載されていること（教科書的要素）
 - 生物多様性とは何か
 - 生物多様性の現状
 - 企業活動との関係
 - 企業にとってのリスク
 - 企業にとってのチャンス
 - 企業に求められている生物多様性の保全活動
- ② 参考になるような具体的な活動事例（グッドプラクティス）を紹介していること（事例集的要素）
- ③ 具体的な推進方法を説明していること（マニュアル的要素）
 - 活動範囲の設定

- 自社およびサプライチェーンの影響の把握
 - リスクの評価
 - 機会の予測・評価
 - 戦略の決定
 - 活動目標の設定
 - 活動計画の設定
 - 活動の管理・評価
- ④ 生物多様性の保全や生物資源の持続可能な活用を担保するための制度
- イニシアティブ
 - 認証制度
 - その他
- ⑤ 参考文献、関連団体の連絡先（レファレンスの要素）

ガイドラインの満たすべき状況

生物多様性の保全に関して標準的、統一的なガイドラインが存在すれば企業にとっては有用であると考えられるが、その一方、生物多様性に関して忘れてはいけない特徴がある。それは、生物多様性およびその保全は、唯一絶対の方法論でカバーできる性格のものではなく、むしろ様々な状況に応じてきめ細かな対応が求められることも特徴の一つであるということである。この点を考えれば、具体的な事例や活動方法などについては、場面に応じたある程度の場合分けが必要であり、それが適切に行われることによって最大限の効果を上げることができ得ると考えられる。

場合分けには、例えば以下のような区分が考えられる

- 産業別
- 生物多様性の保全へコミットするレベル別（企業の熱心さの度合い別）
- カバーする範囲別（サプライチェーンの中での範囲）
- 地理的区分別（全国レベル、地方レベル、または地域レベル）
- 事業所の規模と性格別（大企業／中小企業、本社／事業所）
- 国内外などの地域別

また、企業にとっての利便性と、企業が生物多様性を保全することの目的を効果的に達成することを考えれば、以下の条件を満たしていることが望ましい。

- 具体性があること
- 国内のみならず、海外の情報や知見を含んでいること
- 自社だけでなく、その上流のサプライチェーンや下流のバリューチェーンなど、より広い範囲での配慮を求め、またそれを可能にするものであること
- 生物多様性の減少の主要な原因（過度の採集、生息地の開発、外来生物の移入、遺伝子組換え生物の移入、生息・生育環境の変化・汚染など）をすべてカバーしているこ

と

- 大企業だけでなく、中小企業においても利用可能であること
- 生物多様性の保全に対して実質的な貢献が期待できる内容であること、特に生物多様性の 2010 年目標に資するものであること
- 国際的な流れや動きと整合性があること
- 「環境報告ガイドライン」（環境省、2007）で示唆されている報告内容と整合性があること

以上、すべての場合と条件を満たすようなガイドラインは非常に長大になってしまう可能性もある。作成の手間や費用、使い勝手を考えれば徒に包括的なものにするのは得策ではないので、まずは対象を絞って、その対象企業にとって実用的なガイドラインを策定するのも一つの方法であろう。

3) ガイドラインの名称と性格について

「ガイドライン」という名称はしばしば規制的な内容のものを示唆する場合があるが以上のような条件を満たし、現在求められているものは、教科書的要素、事例集的要素、マニュアル的要素、レファレンス的要素を含めた統合的な「手引」であり、むしろ「ガイドブック」と呼んだ方が良いかもしれない。またそのような名称の方が、企業からの反発も受けにくいとも考えられる。

その一方、生物多様性の保全に関して実質的な貢献を期待するためには、おおよそすべての業界、規模においても適応可能であると考えられる、あるいは代表的な産業において関係が高いと考えられる項目については、最低限度の努力目標や、望ましい活動を明示することも重要であると考えられる。

さらに生物多様の保全に関して先進的な活動を進めている企業からは、保全活動をある程度義務化してもらえないと競争優位を保つことが難しくなり、真面目に取り組んでいる企業が損をするということになりかねないとの声も聞かれる。そうした不公平感をなくし、また一層の取り組みを加速するような配慮が必要であろう。

4) 「生物多様性企業活動ガイドライン」構成の提言

以上から、現時点で考えうる「生物多様性企業活動ガイドライン」（仮称）の構成を以下に提案する。

「生物多様性企業活動ガイドライン」の構成（案）

- ・ 生物多様性についての基礎知識
 - 生物多様性とは？
 - 生物多様性への主な脅威
 - 生物多様性と企業のかかわり～企業がなぜ生物多様性に取り組むのか？
 - 企業の生物多様性へのインパクトとその評価
 - 生物多様性が今、注目を浴びる理由
 - 政府の生物多様性への取り組みと経緯
- ・ 生物多様性の保全の実際
 - 取り組みの手順
 - 組織体制
 - 生物多様性を計る指標
 - 保全活動の報告・コミュニケーション
 - 外部ステークホルダーとの連携・活用
- ・ 生物多様性の保全にまつわる応用課題
 - セクター別の課題とアプローチ
 - ◇ 直接影響
 - 資源開発、建設、インフラ開発、農業・林業・水産業、運輸
 - ◇ 間接影響
 - 原材料調達（農業、水産業、紙パルプ、木材等）
 - 金融
 - ◇ 社会貢献（全セクター）
 - 中小規模の企業の場合
 - 本社と事業所の関係
 - 地方自治体および地方自治体の生物多様性保全戦略等との関係
 - アジアへの貢献
- ・ 生物多様性の保全の参考となる事例
 - 業種別グッドプラクティス
 - 各種ガイドラインの概要紹介（一覧表）
 - 情報源リスト（リソースブック）

（４）企業による生物多様性の保全を推進するために

企業による生物多様性の保全を推進するために、活動内容や進め方について具体的に記載したガイドラインは大きな役割を果たすと考えられるが、その利用推進をさらに進めるためには、それ以外の様々な関連制度や施策と相補的に進めることが重要であると考えられる。

そのためにはどのような関連制度が有効であるかであるが、それには生物多様性の保全に関して既に先進的な活動を進めている国内および海外企業がどのような理由で生物多様性の保全活動を行っているかが参考になるであろう。

国内外の先進企業にヒアリングないしは文献等で調査した結果によれば、これらの企業が生物多様性の保全を推進した理由は以下のように分類できることがわかった。

外圧による場合

- 生物多様性を保全することが企業の責任であり、そうするように NGO や社会から求められたから
- 消費者が生物多様性を保全しない企業からは商品を買わない、もしくは保全に貢献している企業の商品を積極的に買うという態度を示したから
- 銀行や機関投資家などが、生物多様性に対して適切な配慮をしている事業や企業にしか投融資をしない、あるいは優遇した投融資を行うから
- 生物多様性の保全が、法律上、もしくは地域や業界の慣習・規則として求められているから

内部判断による場合

- 生物多様性の保全をしないことは、ビジネスを継続するためのリスクであると考えているから
- 生物多様性の保全を行うことは、ビジネス上のチャンスであると考えているから
- 生物多様性は新しいビジネスになりうると考えているから

企業によって、またそれぞれが置かれた背景によってさまざまなバリエーションはあるが、要は生物多様性を保全することにメリットを感じるか（インセンティブがあるか）、リスクを感じるか（ペナルティがあるか）のどちらかである。いずれかの理由がなければ、企業は行動を変えない。

したがって、生物多様性の保全を進めることによって具体的なメリットが生まれる、もしくはしないことによってデメリットが生まれるような仕組みを作れば、企業は生物多様性の保全に取り組むようになり、そのための手引としてガイドラインを利用するように自然となるであろう。なお新しくメリットを作ったり、デメリット（ペナルティ）を作る以外にも、既に存在しているメリットやデメリットを見えやすくすることも同様の効果があると考えられる。

具体的には、以下のような仕組みを活用したり、新たに導入することにより、生物多様性の保全

を進めることによって企業がメリットを感じたり、あるいは不熱心な企業に対して実質的なペナルティを与えることができると考えられる。

メリットを与える制度・施策

- 生物多様性の保全に熱心な企業の表彰制度（含むランキング制度）
- 生物多様性の保全に熱心な企業や商品への税制優遇
- 生物多様性の保全に配慮した商品等の優先的な購買・調達

デメリットを与える制度・施策

- 生物多様性の保全活動の義務化（規制値等の設定）
- 生物多様性の保全に配慮しなかった場合の罰則
- 生物多様性の保全活動についての目標設定
- 生物多様性の保全状況の開示義務（報告書への記載義務）
- 生物多様性の保全に配慮した商品・原料等のみの購買・調達

また、これ以外にも企業による生物多様性の保全活動を見えやすくするための仕組みとして各種の認証制度（FSC、MSC など）や、保全活動の制度化（例えばイギリスにおける生物多様性の保全について責任を持つ制度である、species champion や habitat champion など）も考えられる。

さらに間接的ではあるが、国民全体に生物多様性の重要性を普及啓発することは、企業が生物多様性の保全をするべきであるという社会的雰囲気醸成する上で重要であろう。

最後に、海外、特に欧州においては生物多様性というテーマに関連して、最近になって急速に金融セクターの役割が拡大している。これは一つには、金融、すなわちお金の流れが社会の動きを大きく左右することから、生物多様性についても金融セクターが責任ある行動を取るべきであるという社会的責任投資的な考え方が広がりつつあることが背景の一つとして考えられる。途上国への開発援助などに関わる赤道原則や、機関投資家が投資を行う際の基準として責任投資原則(PRI)などが出来たことの影響が大きいだろう。またこうした国際的な基準の他にも、公的な銀行はもちろん、完全な私企業である市中銀行や投資銀行においても、独自の投融資基準を持つところが増えてきている。

こうした流れの理由としては、生物多様性に対して直接影響を持つ事業会社などの場合と同様に、自社の投融資活動が生物多様性に影響を与え、特に生物多様性が劣化してしまうことがビジネス上のリスクになることに気付いたり、あるいは逆に生物多様性への配慮を行うことがビジネスチャンスとなることに気付いたからであろう。

特に後者については、生物多様性オフセット、バンキング、トレーディングなど、生物多様性の

保全に関連する事業や行為を、金融商品として扱うことが技術的に可能になってきたことも影響しているであろう。

またこれにも若干関連するが、生物多様性を保全したり、あるいはそれを持続可能な形で活用したりすることを新しいビジネスにするためのメカニズムや方法論が開発されつつある。金融セクターだけでなく、より多くの事業分野において市場メカニズムを利用して生物多様性を保全するような仕組みや商品、可能性が開発されれば、これまでとは異なる新しいビジネスが誕生し、そのビジネスの進展が生物多様性の保全を推進するという好循環が生まれることが期待される。

以上のような海外での事例等を参考に、ガイドラインの利用推進をサポートする関連制度を適宜整備することが、企業による生物多様性の保全のためにきわめて重要かつ効果的であると考えられる。

第 2 章 「地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き」 (仮称) 策定に向けた予備的調査

(1) 生物多様性と地方自治体をめぐる動向

1) 国際動向：イギリスを中心に

1. 生物多様性と地方自治体をめぐる国際的動向

生物多様性 (Biodiversity) という概念は、1970～1990 年にかけてアメリカの進化生態学の科学者グループで発達した。1986 年、アメリカ合衆国科学評議会 (National Research Council) による「生物多様性ナショナル・フォーラム (National Forum on Biological Diversity)」を期に、生物多様性という科学用語は、国際的な一般用語として認知されるようになった。

1992 年、ブラジル・リオデジャネイロで、地球環境の保全と持続可能な発展の実現のための具体的な方策を話し合うために「環境と開発に関する国際連合会議 (リオ・サミット)」が開催された。会期において、「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ 21」「森林原則声明」が合意された。また「生物多様性条約」と「気候変動に関する枠組み条約」への署名が開始された。

「アジェンダ 21」において、生態系保護、生物のおよび遺伝的資源の保全、生態系機能の活性化のための各国内での取り組みや国際的な協力を求めている。こうした活動の成功の可否をにぎる重要な要素として、地球コミュニティの支援と参加をあげている。とくに、「アジェンダ 21」の第 28 章「アジェンダ 21 のサポートにおける地方自治体のイニシアティブ」において、地方自治体の役割が明確に記載されている。地方自治体が、市民・地域団体・企業との対話を通して、ローカル・アジェンダ 21 (Local Agenda 21; LA21) を採択し、最善の戦略を形成する上で必要な情報を修得するように求めている。LA21 とは、地方での持続可能な発展を実現するための長期ビジョンの宣言、優先的な取り組みの策定、施策するための仕組み、指標を通しての監視および報告手段をまとめたもので、地域戦略の根幹となりうるものである。

LA21 のムーブメントは、全世界に広がった。2001 年までに 113 ヶ国 6,416 の地方自治体が、LA21 を公約したか、あるいは準備段階にあった¹⁷。特に、イギリスでは広く受け入れられた。ブレア前首相の強い意志をうけて、2000 年までにイギリスの地方自治体の 90%以上が、LA21 の書類を作成した。2000 年に作成された「地方自治法 2000 (Local Government Act 2000)」では、それぞれの地域が、社会、経済、そして環境において良好な状態を維持し、イギリスが持続可能な発展を遂げるための「コミュニティ・プラン」を作成することを義務づけている。

この流れを受けて、2002 年、ヨハネスブルグでの持続可能な開発に関する世界首脳会議の期間中、持続可能な地方自治に関するセッションが開かれた。地方自治体でアジェンダ 21 に関連した成功例も数多くあり世界的に広がりを見せているものの、人間にとって持続可能な未来を達成するに

¹⁷ UN Department of Economic and Social Affairs, “Second Local Agenda 21 Survey”, 2002

は程遠いという現実があった。そこで世界中の地方自治組織が持続可能な発展の遂行を加速し、アジェンダ（計画）からアクション（行動）へ移行する責務を明確にしたローカル・アクション 21 という枠組みが作られた。ローカル・アクション 21 は、LA21 の第 2 世代である。全球的な共有財産を守り、持続可能なコミュニティや都市を形成するため、地方自治体において LA21 の運動を実行力の伴うものにするを目的としている。この移行により地域の持続可能な開発計画とその運営について以下のようなことが期待される¹⁸。

- 具体的に問題点を特定し、解決することによって持続可能な都市づくりを推進することができる。ローカル・アクション 21 を通して問題点（排斥や争いのある不公平な社会、不衛生な環境、不安定な社会など）を解消し、回復力があり環境効率のよい公平で安定した都市づくりを目指す。
- 都市による全世界的な資源の枯渇と環境破壊を緩和する。気候変動防止都市キャンペーンや水キャンペーンなど地球規模のプログラムに自治体に参加することで、共有の財産である地球の資源と環境を守る。
- 自治体の持続可能な管理の実施、モニタリング、継続的な改善を確かなものにする管理手段（エコ調達、エコバジェット、トリプルボトムラインなど）を提供する。

LA21 の地方自治体での導入の支援や、ローカル・アクション 21 の策定や唱導において、ICLEI(International Council for Local Environmental Initiatives)の活動影響は大きい。ICLEI は、1990 年に発足し、地方自治体を会員としている国際組織である。68 ヶ国 815 の自治体および自治体連合が加盟しており、日本でも、京都市、名古屋市、大阪市、仙台市、滋賀県など 20 の自治体が加盟している¹⁹。地域レベルでの持続可能な発展を実現することを目的として、情報共有や地域社会のサポートのための技術的コンサルタント、人材トレーニング、情報サービスの提供などを行っている。

ICLEI の活動における生物多様性の取り組みは、2006 年の生物多様性イニシアティブを発足して以来、明確になってきた。生物多様性イニシアティブは、生物多様性の保全および持続可能な管理に努力をしている地方自治体をサポートすることを目的としている。生物多様性保全の観点、計画・政策・決議としてまとめていくための枠組みを提供するプログラムを作成中である。実験的なプログラムとして、生物多様性のローカル・アクション（Local Action for Biodiversity）という組織を作り、組織内での情報共有を通して、生物多様性保全の発想を施策として実践する方法を模索している。

2. イギリスとその地方自治体の生物多様性への取り組み

イギリス政府は、1992 年のリオ・サミットにおいて「生物多様性条約」を採択した。この条約は、1993 年 12 月 29 日より施行され、生物多様性への法的な枠組みとしては最初のものとなった。結果、生物多様性を保全・保護・推進するための国家戦略および行動計画の策定と施行が必要とされた。1994 年、「生物多様性：イギリスの行動計画（Biodiversity: The UK Action Plan）」²⁰を公表

¹⁸ <http://www.iclei.org/index.php?id=la21>（2008 年 3 月 21 日確認）

¹⁹ <http://www.iclei.org/index.php?id=772>（2008 年 3 月 21 日確認）

²⁰ DEFRA, “Biodiversity: the UK Action Plan”, 1994

した。これは、イギリスの生物多様性保護を目的としたアウトラインで、危機的状況にある生物種や生息場所を回復するために、個々の行動計画の策定を促している。行動計画の主要目的として、「イギリス内の生物多様性を保全および増進すること、そして適切な仕組みを通して地球規模の生物多様性の保全に貢献すること」が掲げられた。具体的には次の 4 項目を保護対象とした。

- イギリスの固有種の全ての個体群およびその本来の生息域。野生生物の生息場所および生態系の質と範囲。
- 国際的に重要で絶滅が危惧されている生物種、生息場所および生態系。
- 地域の特色を示す生物種、生息場所、および自然あるいは人工的に管理されている生態系。
- 自然あるいは半自然の生息場所で、生物多様性が近年減少してきている生息場所。

1994 年、イギリス生物多様性スティアリング・グループ（UK Biodiversity Steering group）が結成され、レポート「生物多様性：イギリス・スティアリング・グループ・レポート＝リオの挑戦に対して（Biodiversity: the UK Steering Group Report- meeting the Rio Challenge）」²¹を公表した。このレポートで、保全対象とすべき生物種および生息場所を決める枠組みと基準が確立した。後に、このリストをもとに 391 の生物種および 45 の生息場所を保護対象とした英国生物多様性行動計画（United Kingdom Biodiversity Action Plan; UKBAP）が施行される。行動計画の開始から 10 年程度経過したのを期に、2007 年 6 月には「イギリスで保全を優先すべき生物種と生息場所のリスト（UK List of Priority Species and Habitats）」が公表され、行動計画全体が見直された²²。

UKBAP は、次の 4 つのグループによって運営されている。第 1 のグループは、イギリス生物多様性パートナーシップ（UK Biodiversity Partnership）、およびイギリス生物多様性常設委員会（UK Biodiversity Standing Committee）で、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド 4 ケ国それぞれの生物多様性関係者、政府機関の担当官、および NGO 組織のメンバーで構成され、次のような役割を持つ。1) BAP の施行を監督し調整すること。2) 生物多様性の国家目標を監視し評価すること。3) 国家目標の達成度合および、達成の上での障害を克服する方法等を政府に報告すること。

第 2 のグループは、イギリス生物多様性研究顧問グループ（UK Biodiversity Advisory Group）で、次のような役割を持つ²³。1) 連邦王国および個々の国での BAP の公約達成を支援するための生物多様性研究の把握、推進および助成すること。2) 国家の生物多様性研究のプラットフォームとしての役割を果たすことで、ヨーロッパでの生物多様性研究での問題にイギリスが効果的かつ効率的に関われるよう組織すること。3) 生物多様性への学際的な関わりの広がりを牽引することで、実行力のある生物多様性研究の連繋に貢献すること。4) 生物多様性に関する情報の広報活動をサポートすること。

第 3 のグループは、イギリス生物多様性報告情報グループ（UK Biodiversity Reporting and Information Group）で、新しい情報や政策を考慮し、連邦諸国の生物多様性グループからの要求

²¹ UK Biodiversity Steering Group, “Biodiversity: the UK Steering Group Report, Vols 1”, 1995

²² <http://www.ukbap.org.uk/NewPriorityList.aspx> （2008 年 3 月 20 日確認）

²³ <http://www.jncc.gov.uk/default.aspx?page=3900> （2008 年 3 月 20 日確認）

も反映して、生息場所および生物種に対するイギリスの国家目標が現状に見合ったものとなるように維持している。具体的には、生息場所行動計画（Habitat Action Plan; HAP）および生物種行動計画（Species Action Plan; SAP）を精査できるようなシステムを組織している。また、UKBAP の関係者間で個々の HAP および SAP の情報を共有できるように、生物多様性活動報告システム（Biodiversity Action Reporting System）を通して UKBAP の報告書を提出するシステムを組織している。

第 4 のグループは、連邦諸国の生物多様性グループである。連邦王国は、スコットランド、ウェールズ、および北アイルランドに権限委譲がなされており、それぞれの国が環境政策を制定する責任をもっている。そのため、それぞれの国で生物多様性グループが構成されており、それらのグループは、国の生物多様性に対する方針や関連した法律等を認識し、地域特有の生物多様性の要素を増進していく重要な役割を担っている。それぞれの国の生物多様性グループの名称は次の通り。イングランド生物多様性グループ（England Biodiversity Group）、スコットランド生物多様性委員会（Scotland Biodiversity Committee）、北アイルランド生物多様性グループ（Northern Ireland Biodiversity Group）、ウェールズ生物多様性パートナーシップ（Wales Biodiversity Partnership）。

2007 年の行動計画の見直しの結果、現在 UKBAP には 1,149 の SAP と 65 の HAP が検討されている²⁴。それぞれの計画で施行の責任者としてリード・パートナー（Lead Partner）がおかれている。リード・パートナーは、モニタリング、進捗具合の検査において必要な仕事をコーディネートする責任をもつ。リード・パートナーは、計画の施行に貢献することをのぞんでいる組織がどのくらいあるかを把握し、それらの組織へ財源を確保して活動実施を委ねる仕事をする。

イギリス政府や連邦諸国が優先順位や保全目標を明確にする一方で、地域の連繋を通して生物多様性の保全及び増進がなされる意義も重視された。スティアリング・グループは、地方自治体会（Local Authority Associations）および地方自治委員会（Local Government Board）と議論した上で、地域レベルでの活動（地域生物多様性行動計画: Local Biodiversity Action Plans; LBAP）のガイドラインの策定をした²⁵。LBAP の目的は次のとおりである²⁶。

- UKBAP で特定されているような生物種と生息場所の国家的なターゲットを、地域レベルでの効果的な取り組みに転換することを確実にすること。
- 地域にふさわしい生物種と生息場所のターゲットを決定して、地域の人々の価値観に反映すること。
- 生物多様性保護のプログラムを長期的に維持できるように、実行力のある地域の連繋を築きあげること。
- 地域において生物多様性保全の必要性を認識する気運を高めること。
- あらゆる生物多様性資源の保全と増進の機会を十分に考慮することを確実にすること。

²⁴ UK Biodiversity Steering Group, “Biodiversity: the UK Steering Group Report, Vols 1”, 1995

²⁵ <http://www.ukbap.org.uk/species.aspx>（2008 年 4 月 28 日確認）

²⁶ UK Local Issues Advisory Group, “Guidance for Local Biodiversity Action Plans Guidance Note 1-An Introduction”, 1997

- 地域および国家レベルで生物多様性保全の進捗具合をモニタリングする基準を提供すること。

群や市などの地方自治体、政府機関、企業などが、LBAP のパートナーとして協力するとともに、財源も拠出している場合もある。英国において、生物多様性保全は、持続可能な発展を決定づけるものの一つである。地方自治体における LBAP の取り組みは、持続可能な発展のためのプログラムである LA21 に取り込まれたものとして位置づけられている場合もある。

3. イギリスで広がる地方自治体版生物多様性行動計画（LBAP）策定

イングランド生物多様性グループ（England Biodiversity Group）、スコットランド生物多様性委員会（Scotland Biodiversity Committee）、北アイルランド生物多様性グループ（Northern Ireland Biodiversity Group）、ウェールズ生物多様性パートナーシップ（Wales Biodiversity Partnership）は、それぞれの国で LBAP を発展させ奨励する役割を担っている。地方自治法 2000（Local Government Act 2000）の施行にともない、イングランドとウェールズの地方自治体は、それぞれの地域での社会、経済、そして環境のためのコミュニティ戦略を準備することが義務づけられた。イギリス環境・運輸・地域省（UK Department of the Environment, Transport and the Regions）が 2001 年 4 月に出した会報（DETR Circular 04/2001）では、LBAP が、地方自治体のコミュニティ戦略を準備する際に重視すべき要素の一つであるとされている。2006 年には、自然環境と地方コミュニティ法（the Natural Environment and Rural Communities Act）が施行され、イングランドとウェールズの全ての地方自治体およびその他の公共団体は、それぞれの職務を果たす際に、生物多様性を考慮することが義務づけられた。この義務化により、生物多様性の実情や現状への認識を深め、生物多様性に考量した目下の公約を明確にし、生物多様性に考慮した政策や意思決定をおこなうことが不可欠となった。地方自治体自体は、LBAP の準備をする義務はないが、一貫して生物多様性のための取り組みを要求されてきている。地方組織と連繋した LBAP のパートナーとして活動することは、生物多様性のための取り組みの効果を評価する上で有用な手段と考えられている²⁷。

LBAP において、広範なパートナーシップを形成および維持し、施行を継続して精査することは、地域活動から強い反響を得る上で不可欠である。LBAP 策定のために生物種や生息場所の優先事項で同意を得る一般的なプロセスは次の通りである。

1. パートナーシップを確立し発展させる。プロセスの目的およびマイルストーンを合意のもとで決定する。
 - a. 多くの人々が、地域ならではの価値観を共有し熟慮する機会をもつ。
 - b. コンセンサスのもと議論を進める。
 - c. 地域で施行されている広範な政策およびプログラムと、パートナーからの機会とを連関させる。
 - d. 生物多様性の問題について一般の人々の意識を高める。

²⁷ England Biodiversity Group, “Natural partners”, 2003

2. 入手できる限りのデータと照合し分析して、その地域の野生生物資源を調査報告する。
 - a. 国家優先の生物種や生息場所、および地域の生物種や生息場所の全てを同定して、その地域における生物多様性の状態を詳細に評価する。
 - b. 生物多様性を増進するために地域から協力を得られる場所を見つける。
 - c. データをまとめる。
3. 優先対象を決める。活動での具体的な目的や対象について意見をまとめる。
 - a. 活動の進捗具合をモニタリングするため、生息場所および生物種で測定可能な対象を決める。
 - b. 国家および地域の優先対象での成果に着眼する。
4. 具体的な行動に対してパートナーらの役割分担をまとめた活動計画書を公開し精査する。
 - a. 地域の生物多様性を維持し増進していくための枠組みを共有する。
5. 地域の人々の賛同を受けて活動計画を施行する。
 - a. 国家および地域の計画や政策を、実地での実際の活動に転換する。
 - b. すべてのセクターと円滑に役割分担をするため、さまざまなステークホルダーと協力して行動する。
6. 活動の成果を評価し、優先事項や保全対象の調査報告をするための長期のモニタリング・プログラムを確立する。
 - a. 地域のパートナーが長期間にわたり活動成果を計測する。
 - b. 国家の生物多様性保全戦略において、地域での重要な貢献を公開するために、生物多様性活動報告システム（Biodiversity Action Reporting System）を利用する。

LBAP は英国全土をカバーしており、現在、175 の LBAP がある。イングランドで 117、ウェールズで 27、スコットランドで 25、北アイルランドで 6 の LBAP がある²⁸。LBAP はパートナーシップを重視して活動計画の策定および施行を進めるため、郡や市などの地方自治体、政府機関、国立公園等の公的機関、大学等の研究機関、NGO、企業など広範なステークホルダーが LBAP のパートナーとして関わっている。

4. LBAP の内容とその成果

LBAP は、国の保護対象である生息場所や生物種の保全活動の全てを担うことはできないが、可能な範囲で引き受けている。LBAP とは別に、一連の政府機関や NGO も国の保全活動を担っている。これらの活動内容は、個々の保全活動（SAP および HAP）を管理するリード・パートナーのもとに集約される。地域の政府機関やグループが国家的な BAP の活動を補充し促進できるように、

²⁸ <http://www.ukbap.org.uk/>（2008 年 3 月 18 日確認）

LBAP を通した地域活動の発展と奨励がなされている。例えば、SAP に登録されているミズハタネズミ (water vole, *Arvicola terrestris*) は全英の 101 の LBAP で、カワウソ (otter, *Lutra lutra*) は全英 79 の LBAP で、ヒバリ (skylark, *Alauda arvensis*) は全英 78 の LBAP で、アブラコウモリ (pipistrelle bat, *pipstrellus pipstrellus*) は全英 68 の LBAP で保護対象となっている。

LBAP の強みは、地域で優先すべき対象に効果的な取り組みができること。たとえば、地域特有の生物種や生息場所、減少や絶滅が危惧されている生物種や生息場所、あるいは地域にとって重要な生物種や生息場所などを対象に取り組むことができる。クロポプラ (Black Poplar, *populus nigra* subsp. *betulifolia*) は、LBAP を通して保全されている生物種の一つである。クロポプラの分布域は、イギリス、北フランス、西ドイツに限られており、河川の氾濫原に自然に生息していると考えられている。しかし今では、そうした生息地のほとんどが消滅している。現在の個体群は老齢で、95%が遺伝的に同一、少なくとも 95%がオスの木であった。よって生物種の生存を確保するため、クロポプラの活動が必要と考えられた。活動としては以下のようなことが進められてきた。

- LBAP が組織した調査から、個体群が約 6,000 本程度であることを確認した。
- LBAP 主導のプロジェクトを通して、少なくとも 6,000 本の挿し木をしている。
- 大学、コミュニティグループ、園芸用品店、小学校等で、苗木を育てている。
- チェシャー郡 (Cheshire; イングランド北西部の州) の LBAP では、2005 年までに 1,000 本の苗木を植えた²⁹。

LBAP が長期的な成功をおさめるためには、地域の人々が、日々の生活習慣の一部として生物多様性を守り促進していくことの意義を認識し、価値を認め、実際に行動する必要がある。地域全体に生物多様性への意識を浸透させることは大変な労力のいる仕事ではあるが、地域生物多様性パートナーシップ (Local Biodiversity Partnership) は下記の目的をもって、こうした地道な取り組みに挑んでいる。

- 地域の野生生物についての意識を高め、その生物がもつ地域、国、地球レベルでの重要性を認識すること。
- あまりよく分かっていない生物種および生息地について理解を深めること。
- 地域コミュニティが主体的に生物保全対象とその活動に関わるようにすること。
- 広範なセクターおよびステークホルダーの活動への参加とコンセンサスを推進すること。
- 生涯学習の機会を提供すること。
- 生物多様性が地域生活の質に影響を与え、商業活動にも好条件をもたらしていることを強調すること。

ローランド・ダービシャー生物多様性パートナーシップ (Lowland Derbyshire Biodiversity Partnership) は、全英で最も活動的な地域生物多様性パートナーシップの一つで、ローランド・

²⁹ <http://www.cheshire-biodiversity.org.uk/old-site/plant-blpoplar.htm> (2008 年 3 月 18 日確認)

ダービシャーLBAP の活動を取りまとめている。ローランド・ダービシャーLBAP は、1997 年に設立され、ダービシャー郡（イングランド中央部、イーストミッドランドに位置；人口約 100 万人）の南部低地をカバーしている。現在、11 の生息場所と 3 つの生物種を保全対象としている³⁰。それぞれの具体的な保全対象は次の通りである。

生息場所：低地広葉樹雑木林、湿森林地帯、森林放牧地および老樹、準自然草原、川、静水（湖、池、運河を含む）、低湿地、河川氾濫原、ヒース地帯、老齢あるいは多様な種組成の生け垣、穀物畑の境界縁。

生物種：ヒメカンバタケ（サルノコシカケ科のキノコ；oak polypore, *Piptoporus quercinus*）、ミズハタネズミ（water vole, *Arvicola terrestris*）、シロアシザリガニ（white-clawed crayfish, *Austropotamobius pallipes*）。

それぞれの保護対象について、2010 年までの活動目標値が設定されている。LBAP のパートナー（26 団体）、および地域住民のグループ（13 団体）の役割分担も決まっている。LBAP パートナーのメンバーは次の通りで、さまざまなステークホルダーを巻き込んで活動している。

政府系機関（3 団体）：Natural England、英国環境庁、英国林業委員会。

地方自治体（9 団体）：Amber valley 特別自治市議会、Boisver 地域議会、Chesterfield 特別自治市議会、Derby 市議会、Derbyshire 郡議会、Derbyshire Dales 地域議会、Erewash 特別自治市、North East Derbyshire 地域議会、South Derbyshire 地域議会。

NGO 等の団体（11 団体）：British Trust for Conservation Volunteers, Campaign to Protect Rural England, Derbyshire Wildlife Trust, Small Woods Association, Woodland Trust, Country Land & Business Association, the Farming and Wildlife Advisory Group, Groundwork, National Farmers' Union, The Royal Society for the Protection of Birds, National Trust 。

公的機関（1 団体）：British Waterways（イギリスの水路団体）

企業（2 団体）：Severn Trent Water Ltd（水道会社）、National Forest（林業）

当 LBAP では、地域コミュニティに生物多様性の知見を伝え、活動への参加機会を知らせるために、ニュースレターや雑誌等を積極的に発行している。ダービシャー生物多様性ニュース（Derbyshire Biodiversity News）³¹は、四半期ごとに地域住民グループの活動や地域の生物情報をとりあげ、地域密着型のニュースレターとして定着している。さらに年度ごとに、アニュアルレポートを作成して、LBAP の成果を公開している。

「アニュアルレポート 2006-2007」³²は、当 LBAP での 2006 年 4 月から 2007 年 3 月までの成果を概説している。主なものとして以下のものがある。

- ボランティアは総計 6,200 日以上 of 保全活動に奉仕した。地域の生物多様性に対する意識を高めるために、屋外イベントや講演会を開催した。

³⁰ Debbie Court “Lowland Derbyshire Local Biodiversity Action Plan, Delivery Plan 2008-2010”, 2008

³¹ <http://www.derbyshirebiodiversity.org.uk/news/>（2008 年 3 月 27 日確認）

³² Lowland Derbyshire Biodiversity Partnership “Lowland Derbyshire LBAP Annual Report 2006-7”, 2007

- 400 もの野外イベントに 21,000 人以上が参加した。
- 90 もの屋内講演会に 2,500 人以上が参加した。さらに、15,000 人以上の児童が環境教育を受けた。
- LBAP パートナーと地方自治体が協力し、授業、野外活動、クラブ活動をおこなった。
- LBAP のプロジェクトを推進するため、9,500 万円相当の財政的支援を受けた。

5. LBAP 策定・実施における成功のポイント

以上、イギリスにおける LBAP の概要を見たが、ここでは、日本の地方自治体において同様の取り組みを導入する際に参考とするため、LBAP の策定及び実施における成功のポイントをまとめる。

ポイント 1：地域での生物多様性の活動を支援する専門機関や専門家

それぞれの地域コミュニティや地方自治体が生物多様性保全の活動をする上で、生物種および生息地の保全目標の設定および進展具合のモニタリングを適切に行うことができる専門機関及び専門家が、計画進行に関与する必要がある。イギリスでは、生物多様性に特化した国家機関がそれぞれの国で設立されている。イングランドには Natural England、ウェールズには Countryside Council for Wales、スコットランドには Scottish National Heritage、北アイルランドには Environment and Heritage Service。これらの機関は、UKBAP および、それぞれの国の生物多様性政策において顧問的立場であるのみならず、それぞれの地域の LBAP にも科学的助言や資金提供等のサービスを行っている。日本においても、生物多様性の方針自体が主観的で偏ったものにならないようにするため、またそうした活動には国内外からの評価を得るために、生物多様性への方針の策定をガイドする専門組織を各地域に整備する必要性が高いと考えられる。また、専門組織の中には地域ごとに異なる生物多様性の状況に対応できる専門家も必要になると考えられる。

ポイント 2：環境 NGO 等でのボランティア会員

限られた予算の中で LBAP の活動を実行していく上で、生物多様性への関心が非常に高いボランティアの存在がとても重要になる。イギリスでは、数多くのボランティアを抱える組織が数多くある。例えば、Wildlife Trust（会員数 72 万人³³）、RSPB（会員数 100 万人超、12 万人がボランティア活動に参加³⁴）、British Trust for Conservation Volunteers（14 万人がボランティア活動に参加³⁵）、National Trust（会員数 350 万人、43,000 人がボランティア活動に参加³⁶）以外に無数の地域住民グ

³³ <http://www.wildlifetrusts.org/>（2008 年 3 月 27 日確認）

³⁴ <http://www.rspb.org.uk/>（2008 年 3 月 27 日確認）

³⁵ <http://www2.btcv.org.uk/>（2008 年 3 月 27 日確認）

³⁶ <http://www.nationaltrust.org.uk/>（2008 年 3 月 27 日確認）

ループも存在する。こうした組織が、LBAP 施行の実行力として寄与している。日本では、日本野鳥の会（会員数 48,000 人³⁷⁾、日本生態系協会（会員数 32,000 人³⁸⁾、日本自然保護協会（会員数 24,000 人³⁹⁾ 等の組織があるが、イギリスほどに大勢のボランティア会員を抱えてはいない。気軽に参加できる機会を積極的に広報することで、ボランティアの規模を地道に確保していく必要がある。

ポイント 3 : LBAP の策定プロセスに関わる人材

LBAP は、地域グループ、地方自治体、農林水産業関係者、地方に工場等をもつ企業、地元密着企業、研究機関、環境 NGO 等を含む広範なセクターやステークホルダー間で、パートナーシップが形成されることで初めて施行することができる。このようなパートナーシップを指揮する上で、コーディネーターの存在が重要になる。

ポイント 4 : 国の法的な関与

地域社会において、さまざまなステークホルダーやセクターが LBAP 活動に参加しやすいように、国が政策を通して後押しすることは重要である。イギリス全土に LBAP が普及した一つの要素として、地方自治法 2000 (Local Government Act 2000) や、自然環境と地方コミュニティ法 (the Natural Environment and Rural Communities Act) 等のトップダウン政策が功を奏したことが考えられる。日本においても、地方自治体、国家機関、企業等が生物多様性保全に配慮する義務を明言化することで、国の生物多様性に対する方針をより明確に国全体に浸透させていくことが必要である。

2) 国内動向

1. 地方公共団体における生物多様性・自然環境の保全に関する取り組み状況

地方公共団体は、2007 年 11 月に閣議決定された第 3 次生物多様性国家戦略において、国家戦略に沿った形で地域の自然社会条件に応じて国に準じた施策及び独自の施策を総合的に進めることが期待されている。そして、地域の特性に応じた取り組みを進めるために、地方版の生物多様性戦略や生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）づくりに向けた計画等の策定が求められている。

生物多様性保全を含む自然環境条例の策定状況をみると⁴⁰⁾、県及び指定政令都市においては、制定団体数は 54 団体、条例数 137 件、市町村レベルでは、350 団体 391 件となっている（2005 年 4 月 1 日現在）。

³⁷⁾ <http://www.wbsj.org/> （2008 年 3 月 27 日確認）

³⁸⁾ <http://www.ecosys.or.jp/eco-japan/> （2008 年 3 月 27 日確認）

³⁹⁾ <http://www.nacsj.or.jp/> （2008 年 3 月 27 日確認）

⁴⁰⁾ 環境省、平成 17 年度地方公共団体の環境保全対策調査、2005 年 4 月

以下に、地方公共団体の生物多様性・自然環境保全に関する取り組み状況について、環境省の「平成 17 年度地方公共団体の環境保全対策調査」等の結果から、ここでは関連する条例・計画等あわせて 14 件を取り上げ、①計画・方針等の行政内部における位置づけ②取り組み内容・項目③目標設定状況 — の 3 点をまとめる。

表 2—1 生物多様性・自然環境保全に関する条例・計画等

計画等の名称	都道府県	策定年
岡山県自然保護基本計画	岡山県	昭和 47 年策定、平成 13 年度全部改正
香川県自然環境保全基本方針	香川県	昭和 50 年策定、平成 15 年全部改正
長崎県環境基本条例	長崎県	平成 9 年制定
埼玉県広域緑地化計画	埼玉県	平成 17 年
彩の国豊かな自然環境づくり計画	埼玉県	平成 11 年
緑の東京計画	東京都	平成 12 年
新・みどりの大阪 21 推進プラン（案）	大阪府	平成 8 年策定、平成 19 年度改正予定
国立市緑の基本計画	国立市	平成 15 年
ビオトープネットワーク神戸 21	神戸市	平成 13 年度
ひょうご花緑創造プラン	兵庫県	平成 19 年
富山県自然環境指針	富山県	平成 5 年度
北九州市自然環境保全基本計画	北九州市	平成 17 年
秋田県生物多様性保全構想	秋田県	平成 12 年
神奈川みどり計画	神奈川県	平成 18 年

2. 計画・方針等の行政内部における取り組みの位置づけ

条例に生物多様性の保全を組み込んでいるものとして、長崎県環境基本条例（平成 9 年制定）が挙げられる。同 8 条 2 項、3 項において、環境の保全に関する施策の策定、実施にあたっては、同条が定める基本方針に従うことが義務付けられている。

また、条例にその策定根拠を持つものとして、岡山県自然保護基本計画（昭和 47 年策定、平成 13 年全部改正）、香川県自然環境保全基本方針（昭和 50 年策定、平成 15 年全部改正）、埼玉県広域緑地化計画（平成 17 年策定）が挙げられる。岡山県自然保護基本計画は、岡山県自然保護条例第 5 条により定められ、同 1 条「自然に調和した良好な生活環境を保全し、及び創造するため、自然の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する」ための“基本方針”

として策定。香川県自然環境保全基本方針は、自然環境保全の構想、施策に関する基本的な事項を定めたものである。埼玉県広域緑地化計画は、「彩の国豊かな自然環境づくり計画」の中の緑部門を担う下位計画となっている。

上記、埼玉県広域緑地化計画も含め、上位計画をもつものとして彩の国豊かな自然環境づくり計画（平成 11 年）、秋田県生物多様性保全構想（平成 12 年）、神奈川みどり計画（平成 18 年）が挙げられる。彩の国豊かな自然環境づくり計画は、埼玉県環境基本計画に定められた「身近な緑の保全と創造—自然環境保全総合計画」として策定されたものである。また、秋田県生物多様性保全構想は、環境基本計画の重点プロジェクトである「生物多様性の確保」を実現するための基本的、総合的、具体的な施策の方向、対応方針、配慮事項等を定めたものであり、神奈川みどり計画は、上位計画神奈川力構想・プロジェクト 51 におけるみどりに関連する部分を補完する部門別個別計画として位置づけられている。

また、法定計画である緑の基本計画に生物多様性の保全を盛り込んだものとして、国立市緑の基本計画が挙げられる。

生物多様性の保全に関する条例・計画などは、上記のように各自治体において、条例を頂点にして複数の類型が見られる。しかしながら、環境基本条例、環境基本計画など上位計画を踏まえた自然環境保全分野に対する計画・方針として位置づけられているものが多い。したがって、実施されるすべての施策に生物多様性保全の観点が反映されているわけではなく、上位計画群の地域づくり・まちづくりの自然環境分野に係る計画または方針として位置づけられているものが一般的である。

3. 取り組み内容・項目

生物多様性の保全が生息域内での保全を基本とし、その域内における取り組みのみならず、生息域間に連続性をもたせ、野生生物を分断させないまとまりのある自然環境の保全に努めていく必要がある。

①広域的な空間における生物多様性保全の取り組み内容・項目（生態系ネットワーク化）

生態系ネットワーク形成の方針をもつものとして、埼玉県広域緑地化計画が挙げられる。同計画では、将来にわたり県民が緑の恩恵を享受できることを基本的な考えとし、その方針を明記している。秩父山地、雑木林、田園、屋敷林、荒川、利根川等の埼玉の自然環境の特徴を踏まえ、秩父山地や荒川などの大きな河川をネットワーク上の「核（コア）」とし、丘陵地、台地、田園を保全した「拠点（エリア）」をつくること、樹林地、公園、屋上などの市街地に緑を加えて、連続性を確保しながら「形成軸（コリドー）」とすることを方針としている。

上記のように県土全体レベルでのネットワーク形成への動きも見られるが、市区町村レベルでのネットワークを形成することも必要である。市街地における生物の生息域を社寺林、樹林地などの保全整備を通して、ネットワークを形成するものとしてビオトープネットワーク神戸 21 計画が挙げられる。

②地域的な空間における生物多様性保全の取り組み内容・項目

地域的な空間としては、森林、里地里山、市街地、河川・湿原、沿岸・島嶼に大きく分類される。

森林地域

森林地域では、自然環境の保全と活用が両立する地域づくり、防災力を高める森づくり、自然環境の核となる森林の保全と再生（兵庫県、東京都）、緑地保全地区、特別緑地保全地区（神奈川県、東京都など）、都道府県自然環境保全地域（大阪府、埼玉県など）、都道府県自然公園への指定など地域指定制度を活用した保全が図られている。

里地里山

神奈川県秦野市では、地域制緑地として「生き物の里」認定制度を設けている。地域住民の指導のもとで、かつて行われていた里山、ため池、水路、水田の管理技術による再整備が行われた。平成 19 年 8 月までに 4 地域が指定され、同様の再整備が行われている。また、所有者と管理者の間に合意形成を図ることの重要性を指摘しているものもある（香川県）。

市街地

市街地においては、東京都で「身近な生き物の生息空間」づくりとして、学校、公園、下水処理場などで実施しており、その空間を街路樹、遊歩道などと結んだ「生き物の小径」を形成している。また、大阪府で樹林地や都市公園、中小河川・水路、街路樹、屋上、壁面などのみどりの連続性を確保しながら「みどりの回廊」として、周辺とのネットワーク化を図っている。

河川・湿原

神奈川県では、都市に残された貴重な自然空間として、多自然型護岸工事を実施、水辺環境の保全に取り組んでいる。また、その他の地方公共団体においても、水辺の整備によって河川、湖沼などとふれあえる場として、多自然型河川の整備などが促進されている。

沿岸・島嶼

香川県は 110 を超える島嶼を有し、小豆島ではショウドシマレンギョウ、カンカケイニラの 2 種の固有種が見られる。自然環境保全基本方針では、これらの種の存続を確保していくこと、また、地域の貴重な資産として地域づくりに活かしていくことの重要性を明記している。

③希少種、絶滅危惧種に対する取り組み

香川県では、平成 17 年に香川県希少野生生物の保護に関する条例を制定した。カンカケイニラを指定希少野生生物に指定し、生育状況等の把握・モニタリング、生育環境の保全・管理、人為的影響の軽減、人工増殖及び移植の実施、普及啓発の推進、普及啓発の推進、事業推進への連携体制を内容とする保護事業計画⁴¹を策定している。

⁴¹ http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/shizen/hogo_jyore/keikaku.htm（2008 年 3 月 10 日確認）

④移入種に対する取り組み内容・項目

在来生態系に対する遺伝的汚染、近縁種との交雑など移入種による生態系の攪乱、生物多様性の減少を招く恐れがあり、移入防止や駆除などの対処が必要となる。

秋田県では、生物多様性保全構想に移入種による対策として、有害鳥獣駆除制度を活用したハクビシン、イノブタ等の生息数のコントロール、狩猟対象種の捕獲許可権限の市町村への移譲の検討、保護地域における移入種規制、移入種に係る普及啓発、オオクチバス・ブルーギルなどの外来魚種の移植禁止などを県策定の内水面漁業調整規則などで規制している。

⑤情報の整備、提供

埼玉県彩の国豊かな自然環境づくり計画では、自然環境指標の設定による自然の評価と共に、自然環境に対する意識の啓発、住民団体などによるモニタリング項目として活用されることを想定している。また、大阪府の新・緑の大阪 21 推進プラン（案）では、既存の情報（レッドデータブック、環境省現存植生図など）を基に同様の趣旨を持ちつつ、希少種等の情報に関する公開制限に関するルール必要性が述べられている。

⑥実施主体・役割分担

生物多様性・自然環境の保全の取り組みには、行政、民間団体、地域住民、事業者等の連携・参画が求められる。したがって、各地方公共団体で参画を進める体制の整備が必要である。

東京都は、緑の東京計画（平成 13 年度）において、都、所管市区町村、都民、企業それぞれの役割を定め、連携して持続的発展が可能な都市の現実を目指している。例えば、都・市区町村による資金の拠出、都民・企業の寄付などにより緑地トラストの設立を促進し、ボランティアによる自然地の管理行っていくこと。また、ボランティア活動を支援するために緑のボランティアセンターでの、希望者の登録、活動場所の紹介、指導者の育成などを平成 27 年度までに 1 万人の登録を目標としている（平成 19 年度現在 7,010 名）。

また、北九州市自然環境保全基本計画では、自ら市民・市民団体、事業者と連携し、総合的な計画の実施をその特徴として挙げている。その連携体制は、庁内環境関係部局（環境局、建設局など）の連携と、市民、NPO、事業者などのパートナーシップを「自然環境保全ネットワークの会」として、国、県、関係行政機関との連携を図っていかうとするものである。

その他の地方公共団体においても住民、ボランティア、事業者、地域団体などとの連携が重視されており、同様に都道府県と市区町村の連携、庁内での連携も生物多様性・自然環境保全の取り組みの推進に貢献するものである。

4. 取り組みの目標設定

各地方公共団体の取り組みの目標はその計画の位置づけ、性格により、質的なもの、量的・数値的なものに分類される。

自然保護・自然環境保全に関する各施策の基本方針を定めている岡山県自然環境保護基本計画、香川県自然環境保全基本方針は目標を概念的に設定している。

岡山県自然保護基本方針は「人と自然の共生関係の構築」を目標に、①地域の特性に応じた自然保護の推進②生物多様性の確保③自然環境学習の推進を核にして施策を展開することとしている。香川県自然環境保全基本方針は、「自然と共生する社会」を実現するために①自然環境・生物多様性の保全・修復②絶滅に瀕した種の回復③持続可能な方法による土地、資源利用を目標としている。

また、埼玉県彩の国豊かな自然環境づくり計画は、山地、丘陵・台地、低地、市街地における将来像を示し、それぞれの自然環境を評価する指標として、自然環境指標を用いた質的な目標を設定している。

一方、量的に目標を設定しているものとして、北九州市環境保全基本計画では、平成 21 年度を目処に、200～250 人の自然環境サポーターを育成することを目標としている（自然環境サポーターとは、自然環境に対する正しい知識や自然との上手な付き合い方などの習得を目指した市民応援団）。また埼玉県広域緑地化計画では、平成 17 年度から 27 年度における身近な緑の保全・創出を以下のような数値で表している。①保全面積を 111ha から 290ha、創出面積を 42ha から 1,080ha に拡大、②市民管理協定制度による面積を 3ha から 20ha に拡大、③トラスト協会の会員を、886 人から平成 22 年度までに 5,000 人に増員することを掲げているなどがある。

(2) 「地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き」の策定に当たっての論点整理

地域レベルで効果的に生物多様性の取り組みを進めていくにあたっては、イギリスの例にみられるように一定の地域ごとに戦略を策定・実施することが有効であり、第 3 次生物多様性国家戦略においても「地方自治体版生物多様性保全戦略」の策定の必要性が触れられている。しかしながら、日本においてはこれまでに地方公共団体が独自に保全戦略づくりに取り組んでいる例はほとんど見られない。

ここでは、地方自治体版生物多様性保全戦略に該当するような計画等に着手している先行例として千葉県、滋賀県を取り上げ、国が地方公共団体を支援するための「地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き」に関わる論点を下記のとおり整理を試みた。

	千葉県 「生物多様性ちば県戦略」	滋賀県 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例・基本計画」
地方自治体行政の中での生物多様性保全戦略の位置づけ／対象とする政策範囲	温暖化の防止と生物多様性の保全・再生とを一体的に捉え、千葉県の自然的社会的条件を踏まえた戦略	条例とその基本方針 自然・環境政策だが、地域開発等野生動植物に影響を及ぼす施策においても配慮を
現状認識及び課題／目標設定／期間設定等の考え方	①地球温暖化による生物多様性への影響②千葉県の自然環境と 里山・里沼・里海③千葉県の産業と生物多様性④千葉県の自然と人とのかかわりの歴史と文化ーに分けて現状と課題を整理 ①多様な生物とその豊かな生命のつながりを育む社会②生物多様性からもたらされる資源が循環する持続可能な社会③人と自然が調和・共存し、その豊かな自然と文化を守り伝える社会、を目指すべき社会として目標に設定 50 年後の目標達成を目指し 5 年ごとに見直し	①希少野生動植物種の絶滅のおそれ②外来種の移入と定着③野生鳥獣種による農林水産業等被害の深刻化により、滋賀県の野生動植物は危機に瀕しているという現状認識 この認識にもとづき目標を①野生動植物の生息・生育環境の保全及び再生・ネットワーク化②希少野生動植物種の保護③外来種による生態系等への被害の防止④野生鳥獣種による農林水産業等への被害の防止に設定 50 年後の将来像を視野に入れつつ 5 年ごとに見直し
策定の経緯、プロセス、内容	白紙の段階から県民の参画・協働で政策をつくる「千葉方式」 2006 年 9 月に開始、予定より 1 年延長して 1 年半をかけて 20 カ所で	条例制定後、委員会方式及びパブリックコメントにより 1 年をかけて基本計画を策定

	のタウンミーティングや32のグループ会議、県民会議、専門委員会からの「提言」を踏まえ策定	
部署間の役割分担と連携	戦略の策定にあたっては生物多様性庁内連絡調整会議を設置 生物多様性担当参事、生物多様性推進室、戦略推進グループ、生物多様性センターの設置	基本計画の実施には庁内に横断組織を設置
各主体（行政、市民、企業、NGO など）の連携／役割分担	多岐にわたる戦略を実施する主体は、「県民、NPO 等民間団体、事業者、行政機関など様々」であるため、情報共有を伴う連携・協働のもとに戦略を実施する必要があるとしている	県：総合的な施策の策定と実施 県民：野生動植物との共生の確保への寄与と行政の施策への協力 事業者：野生動植物との共生の確保への配慮と行政の施策への協力
国に期待される役割／国との役割分担	国の施策との連携や情報交換により最新の情報・技術を入手し、効果的な戦略の実施	国がカバーしている部分との重複はさけている（例：特定外来生物）

1) 「生物多様性ちば県戦略」（千葉県）

1. 取り組みの背景

千葉県の房総沖は暖流（黒潮）と寒流（親潮）がぶつかり、多様な生態系をつくり出している。陸域には海岸と里山が織り成す豊かな自然がある。一方、首都圏・首都近郊という立地から、ゴルフ場建設や宅地造成などの自然破壊の波にさらされてきた。多くの自然保護団体が活発に活動を転換する地域でもある。

生物多様性保全や気候変動防止の活動で知られる堂本知事の強いリーダーシップのもとで、千葉県が他の自治体にさきがけ、2006 年 9 月から「生物多様性ちば県戦略」の策定を開始した背景には、上記のような土地柄がある。また、「温暖化の防止と生物多様性の保全・再生とを一体的に捉え、千葉県の自然的社会的条件を踏まえた戦略が必要」という認識があった。

政策立案にあたって、白紙の段階から県民が参画し県民自ら実践する「千葉方式」によって策定が進められていることが大きな特徴である。行政主導ではなく、異なった分野や価値観からの意見を総合して政策化することについて、堂本知事は「多様な価値観の違いを尊重し、互いの信頼に根差した連携や協働を重ねることで、豊かな社会が創造できると信じている」と語っている。

2. 取り組みの内容

取り組みが始まったのは2006年9月。当初は年度内に戦略を策定する予定であった。結果的には、

県民・環境団体の意見などを取り入れ、より密度の濃い検討プロセスを実施するため、策定は 1 年遅れた。

2006 年 10 月には専門家・研究者による専門委員会が組織された。同時に県内各地域でタウンミーティングが開催された。また、戦略づくりに参加の意思のある様々な環境団体からなる県民会議が発足。「谷津田の生物多様性」「遺伝子組み換え作物と生物多様性」「手賀沼流域の生物多様性保全」など 32 のグループ会議が立ち上がり、議論が重ねられた。

一方、各地でのタウンミーティングは 2006 年 10～12 月まで 20 回を数えたが、その多くが公募によって集められた各地の NPO が実行委員会を組織し、手弁当で開催したものであった。千葉県は、職員がこのミーティングに招聘され、状況を説明したり、施設の提供を行ったりしたが、主役はあくまで実行委員会であった。

○ちば生物多様性県民会議

「生物多様性ちば県戦略」の策定プロセスの特徴は、大掛かりな県民参加に成功した点であるが、その中で県民会議が果たした役割は大きい。千葉県の自然や文化に活動実績があり、生物多様性戦略に深い関心を有する、専門性も持つ県民が、その関心を持つ、あるいは専門の領域について「戦略グループ会議」として深めていった。2007 年 4 月に設立された県民会議は 34 回のグループ会議と 4 回の全体会議を重ね、2007 年 10 月に戦略案策定のための提言書を提出した。

提言の内容としては、①「保全再生のための土地利用」（地域ごとの自然特性や社会的要請を踏まえた土地利用など）、②「失われる原因の排除」（化学物質使用の抑制及び禁止など）、③「持続可能な利活用」（農林漁業並びに有機農業の振興など）、④「推進の仕組みづくり」（生物多様性研究・情報センター、ローカルステーション及びサテライトの設置）など——となっている。戦略策定以降も県民会議は戦略実施の評価・検証に携わる。下記は県民会議の活動として開催された戦略グループ会議の抜粋である。

	グループ	テーマ	日時	場所	共同主催団体
14	谷津田の生物多様性保全	伝統的農業がにう谷津田の生物多様性	5月25日 18:00～20:00	県庁1階多目的ホール	ちば環境情報センター ちば・谷津田フォーラム
6	歴史・文化と生物多様性	国際社会における生物多様性の今昔	6月21日(木) 18:00～	池上本門寺(大田区)	NPOミュージックカフェ
11	化学物質と生物多様性	都市にある緑(街路樹含む)と生物と人の暮らし方	6月21日(木) 10:00～12:00	東葛飾合同庁舎 6階第1会議室	
23	土木技術者の生物多様性	施工事例から見た生物多様性	6月23日(土) 13:30～16:30	香取建設会館(香取市佐原北)	香取地域建設業者
12	北総域の生物多様性保全	(仮)北総の里山と生物多様性	6月24日(日) 13:30～	白井市白井保健福祉センター2階会議室	北総里山クラブ 外
8	教育と生物多様性	生き物と子供との距離 未来の大人達 ＝子供達のために今の大人達が出来ること	6月29日(金) 18:00～20:00	木更津市立中央公民館3階会議室	木更津生物多様性県民会議実行委員会
3	農林業と生物多様性	田んぼのなりわいと生物多様性	6月30日(土) 13:00～17:00	佐倉市内:印旛沼土地改良区会議室	印旛沼土地改良区 高橋修
10	情報・研究センターと生物多様性	生物多様性センターの役割としくみ	6月30日(土) 13:00～16:00	県立中央博物館	NPO法人千葉まちづくりサポートセンター
31	水循環と生物多様性	「水循環と生物多様性」～湧水と生物の場を見て考えよう～	6月30日(土) 10:00～15:30	午前:大蔵池(観察会) 午後:越智公民館(緑区、講演会と話し合い)	環境パートナーシップちば、プロジェクト土気、耕さない田んぼの会、千葉工大(学生)
1	里山と生物多様性	生物の多様性がささえる里山の生業	7月1日(日) 10:30～16:00	県立中央博物館	里山シンポジウム実行委員会 下泉・森のサミット
20	私達大網白里町の生物多様性保全	私達大網白里町の生物多様性保全・再生	7月4日(水) 18:00～20:00	大網白里町中央公民館	九十九里の自然を守る会大網白里、自然観察と史跡探訪大網白里町ウォーキング会
6.2	歴史・文化と生物多様性	農産物輸入マーケットに改造された現代日本における自給自足の再生と交易バランス	7月7日(土) 15:30～	オーガニックカム(レストラン:松戸市日暮1-10-5)30名	(株)アイ・ティー・オー
28	埋立地と生物多様性	生物多様性と失われた自然とその再生のはじまり	7月11日(水) 18:00～	(予定)千葉市美浜区打瀬公民館	NPO法人幕張海浜公園を育てる会
21	遺伝子組換え作物と生物多様性	遺伝子組換え作物と生物多様性	7月11日(水) 18:00～	県庁1階多目的ホール	
17	有機農業と生物多様性	有機農業体験と生物多様性	7月14日(土) 13:00～17:00	県立中央博物館・講堂	有機農グループ会議実行委員会(モンスーン・ファーム、真澄農園、NPO法人トージバ、田子作の会)
4	農林業と生物多様性	農業と地域環境の保全について考える	7月15日(日) 13:00～17:30	富里市農協会館2階中会議室	富里市農業協同組合 仲野隆三
5	まちづくりと生物多様性	市民参加のまちづくりと生物多様性	7月19日(木) 18:30～20:30	千葉大学西千葉キャンパス自然科学系総合研究棟5階セミナールーム	NPO法人千葉まちづくりサポートセンター
12.2	北総域の生物多様性保全	“里山に囲まれたまちづくり”をめざして、私たちの提案	7月20日(金) 19:00～21:00	白井市保健福祉センター3階(白井市役所隣)	北総里山クラブ 外
2	里海と漁業と生物多様性	里海と漁業と生物多様性	7月21日(土) 14:00～17:00	いすみ市大原文化センター 大会議室	夷隅郡市自然を守る会
27	さくら生物多様性保全グループ	下志津畔田の自然公園の湿地を利用した冬期湛水・不耕起・無農薬稲作などで生物多様性の再生	7月22日(日) 10:00～14:00	(仮称)佐倉市西部自然公園(下志津畔田)予定地	さくら生物多様性保全ちば県民会議実行委員会、NPO法人人づくり街づくり環境づくり「たつのこ村」、佐倉市
33	たねと生物多様性	たねと生物多様性	7月23日(月) 13:30～16:30	財団法人花と緑の農芸財団(山武郡芝山町芝山410)	千葉県ローカルシードネットワーク、ナチュラルシード・ネットワーク、モンスーン・ファーム、種子ネット、みんなの種宣言、CSOピースシード
19	手賀沼流域の生物多様性保全	より広域的な視点を取り入れ生物多様性を保全	7月25日(水) 18:30～20:30	柏市民活動センター会議室(柏市柏1-5-18)	手賀沼森友会
9	野生動物と生物多様性	野生動物と人間の共生	7月30日(月) 13:30～17:00	千葉県農業総合研究センター(千葉市緑区)	
32	山砂採取と生物多様性	山砂採取と生物多様性	8月9日(木) 18:00～20:30	県庁1階多目的ホール	残土・産廃問題ネットワーク・ちば(代表者 井村弘子)

3. 取り組みの成果・課題

「生物多様性ちば県戦略」の構成は下記のとおりである。

第 1 章 戦略策定に当たって	1 県戦略策定の趣旨、2 生物多様性とは、 3 生物多様性の価値・利用と危機、4 戦略策定の背景
第 2 章 戦略策定の視点と手法	1 戦略策定の視点 (1) 地球温暖化と生物多様性を一体的に捉える視点 (2) 多様な人々の生活となりわいの視点 (3) すべての施策の立案と実施に生物多様性の視点を 2 戦略策定の手法 (1) 「千葉方式」による政策づくり (2) 専門委員会とタウンミーティング (3) 「ちば生物多様性県民会議」の開催
第 3 章 生物多様性の現状と課題	1 地球温暖化による生物多様性への影響 (1) 地球温暖化による環境変動 (2) 人々の健康や農林漁業への影響 (3) 千葉県における温暖化の予測と影響 2 千葉県の自然環境と里山・里沼・里海 (1) 千葉県の自然環境の特徴 (2) 自然環境の改変による生物多様性と人への影響 3 千葉県の産業と生物多様性 (1) 千葉県の農林漁業と生物多様性の活用 (2) その他の産業（企業関係） 4 千葉県の自然と人とのかかわりの歴史と文化・景観 (1) 自然と人とのかかわりの歴史 (2) 生物多様性と文化
第 4 章 戦略の理念と目標	1 理念 2 目標 (1) 多様な生物とその豊かな生命（いのち）のつながりを育む社会 (2) 生物多様性からもたらされる資源が循環する持続可能な社会 (3) 人と自然が調和・共存し、その豊かな自然と文化を守り伝える社会 3 期間
第 5 章 生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取り組み	1 保全・再生の取り組み (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 原生、里山・里沼・里海、都市の生態系の保全・再生 ア 原生的な自然環境 イ 多様な里山・里沼・里海環境 ウ 大都市周辺の里山環境 エ 人工的な都市環境 (3) 野生生物の保護管理 ア 絶滅のおそれのある野生生物の保護 イ 野生鳥獣の保護管理 ウ 外来種の防除及び遺伝子組換え生物の管理 2 持続可能な利用の取り組み (1) 農林漁業による生物資源の持続可能な利用の推進 (2) 生態系がもたらす環境の緩和・安定機能の維持・増進 (3) 生物多様性が育む健全な心身と地域文化の維持・継承 (4) 生物指標の開発・利用 3 研究・教育の取り組み (1) 生物多様性の調査研究の推進とモニタリング体制の整備 (2) 生物多様性に関する教育・学習の推進 4 取り組みを支える基盤整備 (1) 生物多様性センター等推進体制の整備

	(2) 多様な主体との連携・協働の推進 (3) 条例等取り組み推進の仕組みづくり
第 6 章 戦略の推進	

今後、取り組みを支える基盤整備として、生物多様性センターの設置、包括的な生物多様性保全の条例制定への検討、県が実施する大規模な事業について、計画段階での環境影響評価を実施するなどを行っていく。

戦略策定の成果としては、①それぞれの活動分野において実績をもつ人々の参加を得ることにより、一体となって県の生物多様性保全への取り組み施策を検討できたこと、②自然保護課のみならず、県整備部などに議論に参加してもらうことにより、横断的な取り組みが広がったこと、③さまざまな啓発・啓蒙効果があったこと——などが挙げられる。

また、戦略策定に当たっての課題として、企業による参加をもっと得られるような工夫をすべきであったことが挙げられる。

2) 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例・基本計画」(滋賀県)⁴²

1. 取り組みの背景

滋賀県では、野生動植物との共生をめざした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を 2006 年 3 月に策定している(施行は 2007 年 3 月)。さらに、この条例において規定された野生動植物との共生に関する施策を推進するための行政の基本的計画として、2007 年 3 月に「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」を策定している。また、50 年後のビジョンを県民と共有しようという試みとして「野生動植物種の個体・個体群の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想」づくりも平成 20 年度前半中の完成を目指して進められている。

この条例づくりに着手した背景として、県内にしか生息しない固有種が 60 種以上を超え、約 400 万年の歴史を有する世界でも屈指の古代湖である琵琶湖を抱える滋賀県の豊かな生物多様性が危機的な状況にあることが挙げられている。

この基本計画は、上位計画である「新滋賀県環境総合計画」(2004 年 3 月策定)及び「滋賀県自然環境保全基本方針」(1975 年策定)、また琵琶湖の総合保全整備計画である「マザーレイク 21 計画」(2000 年 3 月策定)と整合したものと位置づけられている。

2. 取り組みの内容

条例では、生物多様性の危機について①希少野生動植物種の絶滅のおそれ②外来種の移入と定着③野生鳥獣種による農林水産業等被害の深刻化——を課題として整理している。そして基本計画では、基本方針として①保全②再生③ネットワーク化④持続可能な利用⑤野生鳥獣と人との適切

⁴² 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」及び「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」等の資料、2008 年 3 月に実施した滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課課長・熊倉基之氏へのヒアリングによる

な関係の構築⑥野生動植物との共生に関する県民意識の向上 ― の 6 点が、長期的目標として①野生動植物の生息・生育環境の保全及び再生・ネットワーク化②希少野生動植物種の保護③外来種による生態系等への被害の防止④野生鳥獣種による農林水産業等への被害の防止 ― の 4 点が挙げられている。

①野生動植物の生息・生育環境の保全及び再生・ネットワーク化

地域固有の生物種の安定した存続や悪化した生息環境等の回復を図るために、「野生動植物種の個体・個体群の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想」を策定することとしている。この長期構想にもとづき、野生生物の生息・生育環境として保全・再生・ネットワーク化を図ることが望ましい区域を地図の形で示し、生物多様性の保全に欠かせない主体である県民や事業者等に理解を深めてもらおうとしている。

②希少野生動植物の保護

滋賀県版レッドデータブック 2005 年版において県内で絶滅のおそれがあるとされる 684 種の動植物種を「希少野生動植物種」とし、さらにその中から原則として捕獲・採取等が禁止される「指定希少野生動植物種」を 22 種選定している。また、これらの種の生息地として保護することが重要であると認められた場所については「生息・生育地保護区」として指定し、工作物等の新築等については届出を義務づけている。さらにこれらの希少種の保護や生息環境の保全に関する調査や監視、県民等への啓発・助言をする専門家を、「希少野生動植物種調査監視指導員」を各地域に配置するとしている。

③外来種による生態系等への被害の防止

生態系等に被害を及ぼすおそれがあるものを「指定外来種」として指定し（外来生物法による規制対象となっている特定外来生物を除く）、野外への放逐等の禁止、飼育・栽培の届出の義務づけ、販売の際には生態系等への影響や飼育方法についての説明の義務づけをルール化している。また、オオクチバスやブルーギル、アライグマやハクビシンなどすでに野外で定着している指定外来種・特定外来生物については防除計画を策定することとしている。

④野生鳥獣種による農林水産業等への被害の防止

野生鳥獣種のうち、農林水産業、生活環境、生態系に影響を及ぼしているニホンジカ、ニホンザル、イノシシなど 5 種については、「指定野生鳥獣種」に指定し、鳥獣保護法の保護管理計画にもとづく対策と連動する形で被害防除対策を推進するとしている。

基本計画ではこのほかに、野生動植物の共生に関する推進体制として県庁内に関連部局から構成される「滋賀県野生動植物との共生に関する推進会議」が設置されること、専門家からなる委員会が進める「生きもの総合調査」による生息・生育状況のモニタリング、県民等との協働の推進に

についても触れられている。なお、基本計画は 5 年ごとに点検・見直しがされることになっている。

3. 取り組みの成果・課題

以上の条例にもとづく一連の取り組みを進めていくためには、県民や事業者を理解してもらうことが重要だと担当者は認識している。例えば魚のゆりかご水田プロジェクトは、琵琶湖周辺の田んぼを昔のように湖魚が産卵・繁殖できるような状況に戻すために魚道を整備するというものだが、生き物や生息地である琵琶湖の状況が改善されただけではなく、魚の戻ってきた田んぼに地域住民が訪れるようになったり、「魚のゆりかご水田米」として魚をはぐくむ田んぼでつくられた米のブランド化が実現したりなど、生物多様性の豊かさが人々の暮らしにつながっていることが実感されているという。

今後の課題としては、開発行為の規制のかけられる保護区の指定には、ナショナルトラストのような形で土地所有権をクリアする方法が理想形ではあるが、常に取りうるる手法ではないことから、土地所有者等を説得するための土地調査の充実等、また再生事業の実施においても常に予算の制約を受けることが大きな障害となっているという。

そこで、企業や住民を巻き込むための仕組みづくりが必要になってくる。すでに実施しているイベントの開催や NPO 活動等への助成金による支援だけではなく、例えばナショナルトラストにおける税制面での優遇措置など長期的な仕組みもアイデアとしてはあるという。

また、市町村レベルの責務・役割を明確に位置づける必要性も今後の課題として挙げられた。県の出先機関である地域振興局では自然保護や生物多様性に関する取り組みはほとんどカバーされておらず、環境学習など県では対応できないきめの細かい対策が求められる分野での取り組みの担い手として期待したいという。

さらに国への要望としては、基本的な情報の整備が挙げられる。例えば森林植生情報については最新のものが 20 年前のものであるため地図作りでは苦労があったという。また、環境情報を数値化・定量化する作業についても国への要望として挙げた。考え方や手法を整理してほしいという。

滋賀県は条例と基本計画という手法で、「地方自治体版生物多様性戦略」を策定したことになるが、担当者によれば「生物多様性」を「希少種の保護」「野生動植物の共生」という言葉に置き換えた点は、理解が得やすかったのではないかと考えているという。また、条例・基本計画づくりは県庁内でのコンセンサス作りには大いに役立った。しかしながら、それらだけでは住民等への広がりを持つにはいならず、別の仕掛けが必要になるという。